

# 千葉県総合評価方式 技術資料作成の手引き

(千葉県総合評価方式ガイドライン令和6年4月対応版)

令和6年4月

千葉県県土整備部技術管理課

## はじめに

千葉県では、予定価格5千万円以上の建設工事の一般競争入札について、総合評価方式による落札者決定をしています。

この「技術資料作成の手引き」は、円滑な入札の執行と入札参加資料作成者の負担軽減を図ることを目的に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を補完するものとしてとりまとめています。

記載内容は、総合評価方式における各評価項目について、「記載要領」「評価のポイント」「記入例」としています。

県では、引き続き、提出された技術資料を適切に評価して参りますので、資料の作成にあたっては「千葉県総合評価方式ガイドライン」と共に、この手引きをご活用ください。

# 目次

第1章 総則	-----	1
1. 技術資料作成にあたって	-----	1
2. 問い合わせ先	-----	1
第2章 技術資料の作成方法	-----	2
<b>【提出する技術資料】</b>		
1. 評価項目一覧		
様式第1号：評価点算定資料一覧表	-----	3
2. 施工計画		
様式第2号：施工計画	-----	8
3. 企業の施工能力		
様式第3号：過去10年間の同種工事の施工実績	-----	15
工事成績の平均点について	-----	20
優良工事表彰	-----	22
難工事表彰	-----	23
様式第4号：登録基幹技能者の配置	-----	24
I C T活用工事の実施	-----	26
過去の不誠実な行為	-----	27
4. 配置予定技術者		
様式第5号：配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績	---	28
様式第6号：配置予定技術者の評価対象期間の追加事由	-----	35
様式第7号：若手技術者・女性技術者の配置	-----	37
様式第8号：継続教育（CPD）の取り組み状況	-----	40
5. 地域精通度		
様式第9号：当該管内（県内）での施工実績	-----	44

## 6. 地域貢献度

様式第10号：地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定	46
様式第11号：災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定	48
様式第12号：県内企業の活用	50
営業拠点の所在	52
様式第13号：県産品活用計画	53
様式第14号：地域美化活動のボランティア実績	58
様式第15号：障害者雇用促進	60
様式第16号：高齢者雇用促進	62
様式第17号：女性雇用促進	64
様式第18号：災害活動実績	66

## 7. その他

様式第19号：手持ち工事量	68
一抜け方式について	70

## 第3章 入札手続き・評価方法など 71

1. 契約内容の担保	71
2. 評価調書（評価結果）	72
3. JVの評価方法について	74
4. 様式第20号：標準型の評価方法について	76

## 第1章 総則

### 1. 技術資料作成にあたって

この「技術資料の手引き」の内容は、標準的な技術資料の考え方を示しています。発注者が入札公告・入札説明書等で記載している事項は、その内容が優先されますので、ご注意ください。

なお、総合評価方式の入札に参加する際には、技術管理課ホームページに掲載されている最新の内容を必ずご確認ください。また、技術資料の様式は、その都度最新のものをダウンロードし、作成ください。

(総合評価方式について (建設工事))

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/hinshitsu.html>



(最新の様式の入手先)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/teisyutuyousiki.html>



### 2. 問い合わせ先

各部局庁が実施する総合評価方式の一般的な内容についての質問先は以下のとおりです。

県土整備部 → 技術管理課技術審査班	[043-223-3506]
生活環境部 → 環境政策課	[043-223-4646]
農林水産部 → 耕地課	[043-223-2847]
企業局 (水道) → 水道部計画課	[043-211-8637]
企業局 (工業用水道) → 工業用水部工業用水管理課	[043-307-1506]
企業局 (企業土地管理局) → 土地管理部資産管理課	[043-296-8925]
教育庁 → 企画管理部教育施設課	[043-223-4192]

## 第2章 技術資料の作成方法

### 【提出する技術資料】

#### 技術資料一覧表

様式名	評価項目	摘要
様式第1号	評価点算定資料一覧表（特別簡易型）	必ず提出する様式
様式第1号	評価点算定資料一覧表（簡易型）	
様式第1号	評価点算定資料一覧表（特定JV型）	
様式第2号	施工計画	
様式第3号	同種工事の施工実績（企業）	添付資料の提出あり
様式第4号	登録基幹技能者の配置	添付資料の提出あり
様式第5号	配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績	添付資料の提出あり
様式第6号	配置予定技術者の評価対象期間の追加事由	添付資料の提出あり
様式第7号	若手技術者・女性技術者の配置	添付資料の提出あり
様式第8号	継続教育（CPD）の取得状況	添付資料の提出あり
様式第9号	当該管内での施工実績（地域精通度）	添付資料の提出あり
様式第10号	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定	添付資料の提出あり
様式第11号	災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定	添付資料の提出あり
様式第12号	県内企業の活用	
様式第13号	県産品活用計画書	添付資料の提出あり
様式第14号	地域美化活動のボランティア実績	添付資料の提出あり
様式第15号	障害者雇用促進	添付資料の提出あり
様式第16号	高齢者雇用促進	添付資料の提出あり
様式第17号	女性雇用促進	添付資料の提出あり
様式第18号	災害活動実績	添付資料の提出あり
様式第19号	手持ち工事量の状況	添付資料の提出あり
様式第20号	技術提案書（標準型）	

## 1. 評定項目一覧

### 様式第1号：評価点算定資料一覧表

#### 記載要領

- (1) 申請点数は自社の提出資料に基づき、入札公告文を確認し各項目の該当する点数を記入してください。(記入が無い場合は0点として扱います。)
- (2) 様式第1号については、「特別簡易型」、「簡易型」、「特定JV用」の3様式がありますので、対応する形式の一覧表を選定し、記入してください。  
(経常JVの場合は特別簡易型・簡易型の様式第1号を構成員毎に作成し、別途、所定の比率計算及び合算した様式第1号を作成した上、併せて提出してください。)
- (3) 様式欄外の注記を必ず確認し、各項目の記載をお願いします。
- (4) 提出枚数は、各項目の様式及び添付資料の合計枚数を記入して下さい。
- (5) 様式第1号の区分が「その他の実績又は実績なし」、「点数なし」、「なし」又は「該当なし」など、申請点数が0点になる場合は、各様式・添付資料は提出不要です。
- (6) 資料作成時には必ず、評価期間の確認をしてください。  
(入札公告を確認)
- (7) 申請点数や提出資料の確認に必要な基本情報となりますので、入札公告の内容を確認し齟齬が無いよう、必ず複数人で確認するなどの対策を行って提出してください。  
※各評価項目、添付様式との整合と点数の記載を再確認してください。
- (8) 技術資料提出期限日までは、資料の修正、再提出は可能です。
- (9) 一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式1つとし、参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一とすること  
一抜け方式において、様式第12号(県内企業の活用)の申請点数が工事毎に変わる場合は、様式第1号は参加を希望するすべての工事分を作成してください。

## 評価のポイント

- (1) 様式第1号が未提出の場合又は白紙で提出された場合は、技術評価点が加点されません。(重要な様式です必ず提出してください。)
- (2) 会社名・工事名の記載漏れ、誤記は、当該工事への入札参加者からの正しい申請か否か確認できないことから、技術評価点が加点されません。
- (3) 区分・申請点数の記載漏れがこれまでも散見されており、この場合、それぞれの項目は加点されません。  
(該当する項目の点数は0点となりますので特に注意してください。)
- (4) 誤記については、添付資料を確認の上、本来の点数より高く申請されている場合、本来の点数で評価します。
- (5) 各様式の添付があっても、申請点数の記入漏れは加点されません。  
また、申請点数の記入があっても、必要な様式の添付が無い場合も加点されません。

評価点算定資料一覧表

様式第1号

【特別簡易型】

工事業名: △△△

工程: ○○

会社名: □□□

評価項目	細目	区分		申請点数	提出書類	提出枚数	
		国・県等の業績	市町村等の業績				
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	平均点_____点 (注2)	その他の実績 又は業績なし	点	様式第3号 同種工事の施工実績	枚	
	千葉県所管工事「工種○○」における工事成績の平均点	なし	点数なし	点	工事成績評価シートを一覧表にして提出(一覧表の様式は自由) (注6)	枚	
	過去2か年度間の「工種○○」における優良工事表彰対象工事	令和____年度優良工事表彰対象工事あり (令和____年度完成工事)	なし	点			
	過去2か年度間の「工種○○」における優良工事表彰 (令和○年○月○日から適用)	令和____年度優良工事表彰あり (令和____年度完成工事)	なし	点			
	登録技能者等の配置	あり	なし	点	様式第4号	枚	
	ICT活用工事の実施	活用あり	なし	点			
	千葉県所管工事における過去の不従事な行為 による罰金停止あり	過去2年間に不従事な行為 による罰金停止あり	なし	点	点数について、指名停止、文書注意が2回以上あった場合は、最 大減点のみを記載する。		
	主任(監理)技術者資格	あり	なし	点			
	過去10年間の同種工事の施工経験	国・県等の業績	市町村等の業績	その他の実績 又は業績なし	点	様式第5号 配置予定技術者の資格、工事経験、工事成績 (注6)	枚
	主任(監理)技術者として施工した千葉県所管工事における 過去4か年度間の「工種○○」での工事成績	80点以上の実績あり	なし	なし	点	様式第6号 配置予定技術者の評価対象期間の追加事由 (注7)	枚
配置予定技術者の能力	若手技術者・女性技術者の配置	あり	なし	点	様式第7号 若手技術者・女性技術者の配置	枚	
	継続教育(CPD)の取り組み状況	あり	なし	点	様式第8号 継続教育(CPD)の取得状況	枚	
	過去10年間の当該管内での施工実績 (注1)	国・県等の業績	市町村等の業績	その他の実績 又は業績なし	点	様式第9号 当該管内での施工実績	枚
	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	業務細目協定の締結 あり	県との基本協定のみ 締結あり	なし	点	様式第10号 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協 定	枚
	災害時の基礎的專業継続力(BCP)の認定	あり	なし	なし	点	様式第11号 関東地方整備局長が発行する認定証の写し	枚
	県内企業の活用	県内企業である	県内企業が下請負予定金額に占める割合(注2)(注6)	なし	点	様式第12号 県内企業の活用 (注8)	枚
	商業製品の所在地の有無	あり	なし	なし	点		
	県産品の活用	あり	なし	なし	点	様式第13号 県産品活用計画書	枚
	地域特有資源の有無	千葉県が管理する公共施設での 地域美化活動のボランティア実績 千葉県内在住の 障害者雇用実績 千葉県内在住の 高齢者雇用実績 千葉県内在住の 女性雇用実績	あり	該当なし	点	様式第14号 地域美化活動のボランティア実績 様式第15号 障害者雇用実績 様式第16号 高齢者雇用実績 様式第17号 女性雇用実績 (いずれも1件に該当すればよい。 「あり」として申請する項目の様式のみ、添付資料とともに提出)	枚
	自由項目	過去2年間の災害活動実績の有無	活動実績あり	なし	点	様式第18号 災害活動実績	枚
その他	千葉県所管工事「工種○○」における手持ち工事量の状況	年間受注額(注3) ÷ (_____円)	過去2か年度間の 平均受注額(注4) (_____円)	点	様式第19号 所持枚数(受注金額)を一覧表にして提出すること(様式は自由) (注9)	枚	

注1) 千葉県内の業績を評価項目としている場合は、当該管内を千葉県内と数値代入。  
注2) 年間受注額は、入札公告の日から1年前までの期間に亙り、1,000万円以上の工事を受注した、500万円以上の工事を受注とする。  
注3) 年間受注額は、入札公告の日から1年前までの期間に亙り、1,000万円以上の工事を受注した、500万円以上の工事を受注とする。  
注4) 県内企業下請負予定金額合計 ÷ 下請負予定金額合計 × 100 により算出する。(様式第12号を参照のこと)  
注5) 工事成績の評価は、同種工事のみで行うのではなく、複数年度に亙り、同種工事の成績を評価する。なお、工事成績は工事終了後、建設課に提出する。なお、工事成績は工事終了後、建設課に提出する。なお、工事成績は工事終了後、建設課に提出する。  
注6) 様式第6号は、対象期間の追加の対象の場合のみ作成、提出する。  
注7) 人件費が県内企業の割合が、県内企業の下請負予定金額に占める割合が50%未満の場合は、提出しなくてよい。  
注8) 人件費が県内企業の割合が、県内企業の下請負予定金額に占める割合が50%未満の場合は、提出しなくてよい。  
注9) 「千葉県所管工事」は「工種○○」における同種工事の申請成績が0点(手持ち工事量比率が0%)以上の場合は、本項目に係る「様式18号」及び「所持枚数」の一覧表及びCORIN6シート等は提出しなくてよい。  
【記入における留意事項】  
1. 本表に記されていない「区分」(申請点算及び提出枚数)を記入する。「区分」の欄は記載する区分について○印のみ、下線欄については記入する。  
2. 工種○○は、資格要件で規定した工種とする。(工事の下、フルタイムで就業)。  
3. 評価項目に設定されていない項目は、(申請点算)及び(提出枚数)欄に「-」を記入する。  
4. 提出枚数は提出書類(様式を含む)の枚数をいい、提出書類ではない。  
5. 「様式第4号、第7号、第8号、第10号、第13号」とその添付資料は、「なし」の場合提出しなくてよい。また、「様式第3号及び第9号」の添付資料は、「その他の実績又は業績なし」の場合は提出しなくてよい。  
6. 発注条件において自由項目設定で評価項目が追加されている場合は、選取、項目を追加する。  
7. 一地方公共団体の場合、様式第12号(県内企業の活用)の申請成績が工事量に換算される場合は、本欄は参加を希望するすべての工事区分を併記すること。

評価点算定資料一覧表

工事名：△△△  
 工種：〇〇

会社名：□□□

評価項目	細目	区分		申請点数	提出書類	提出枚数
		国・県等の実績	市町村等の実績			
企業の施工能力	施工計画(簡易型)		個別工事毎に定める		様式第2号 施工計画	枚
	過去10年間の同種工事の施工実績		市町村等の実績	その他の実績又は実績なし	様式第3号 同種工事の施工実績	枚
	千葉県所管工事「工種〇〇」における工事成績の平均点	平均点 点 注2)	点数なし		工事成績評定評価を一覧表にして提出(一覧表の様式は自由)注6)	枚
	過去2か年度間の「工種〇〇」における優良工事表彰対象工事	令和 年度優良工事表彰対象工事あり 令和 年度優良工事表彰対象工事あり	なし			
	過去2か年度間の「工種〇〇」における優良工事表彰(令和0年〇月〇日から適用)	令和 年度優良工事表彰あり 令和 年度優良工事表彰あり	なし			
	登録継続技能者の配置	あり	なし			
	ICT活用工事の実施	活用あり	なし			
	千葉県所管工事における過去の不誠実な行為	過去3年間に不誠実な行為による指名停止あり 過去5年間に不誠実な行為による文書注意あり	なし		点数について 指名停止、文書注意が4回以上あった場合は、最大減点のみを記載する。	
	主任(監理)技術者の資格	あり	なし		様式第5号 配置予定技術者の資格、工事経験、工事成績注6)	枚
	過去10年間の同種工事の施工経験	国・県等の実績	市町村等の実績	その他の実績又は実績なし	様式第6号 配置予定技術者の評価対象期間の追加事由注7)	枚
配置予定技術者の能力	80点以上の実績あり	なし		様式第5号 配置予定技術者の資格、工事経験、工事成績注6)	枚	
若手技術者・女性技術者の配置	あり	なし		様式第7号 若手技術者・女性技術者の配置	枚	
継続教育(CPD)の取組状況	あり	なし		様式第8号 継続教育(CPD)の取組状況	枚	
地域貢献度	過去10年間の当該管内での施工実績 注1)	国・県等の実績	市町村等の実績	その他の実績又は実績なし	様式第9号 当該管内での施工実績	枚
	「地震、風水害、その他の災害対応対策に関する業務基本部定」	業務細目協定の締結あり	県との基本協定のみ締結あり	なし	様式第10号 地震、風水害、その他の災害対応対策に関する協定	枚
	災害時の基礎的專業継続協力(BCP)の認定	あり	なし	なし	様式第11号 関東地方整備局長が発行する認定証の写し	枚
	県内企業の活用	県内企業である	県外企業である 県内企業が下請負予定金額に占める割合 注2)注5)		様式第12号 県内企業の活用注8)	枚
	営業拠点の所在地の有無	あり	なし	なし		
地域貢献度	県産品の活用	あり	なし	なし	様式第13号 県産品活用計画書	枚
	地域特有貢献の有無	千葉県が管理する公施設での地域美化活動のボランティア実績 千葉県内に住む障害者雇用実績 千葉県内に住む若年者雇用実績 千葉県内に住む女性雇用実績	あり あり あり あり	該当なし	様式第14号 地域美化活動のボランティア実績 様式第15号 障害者雇用促進 様式第16号 若年者雇用促進 様式第17号 女性雇用促進 (いずれか1冊に該当すればよい、ありとして申請する項目の様式のみ、添付資料とともに提出)	枚
自由項目	過去2年間の災害活動実績の有無	活動実績あり	なし	なし	様式第18号 災害活動実績	枚
その他	千葉県所管工事「工種〇〇」における手持ち工事量の状況	年間受注額 注3) + ( )円	過去2か年間の平均受注額 注4) ( )円	手持ち工事量比率 注2) 三 ( )	様式第19号 手持ち工事量の状況 (CORINSデータ等を添付)注9)	枚

注1) 千葉県内での業績を評価項目としている場合は、当該管内を千葉県内と扱ふとする。  
 注2) 年間受注額は、入札公告の日から1年間開つた期間に契約したものを対象とし、600万円以上の工事を対象とする。  
 注3) 年間受注額は、(県内企業で請負予定金額合計 ÷ 下請負予定金額合計) × 100 により算出する。(様式第12号を参照のこと)  
 注4) 工事成績の対象は単年工事のみではなく、複数年にまたがる工事も含む。なお、工事成績は工事終了後結果通知書の年月日所属する年度で集計する。(兼注年度ではない)  
 注5) 様式第6号は対象期間の追加の対象の場合のみ作成、提出する。  
 注6) 入札参加者が県内企業又は県内企業が下請負予定金額に占める割合が50%未満の場合は、提出しなくてよい。  
 注7) 入札参加者が県内企業又は県内企業が下請負予定金額に占める割合が10%以上の場合は、本項目に係る「様式第19号」及び「契約状況の一覧表及びCORINSデータ等」は提出しなくてよい。  
 注8) 「千葉県所管工事(工種〇〇)」における手持ち工事量の状況の申請点数が0点(手持ち工事量比率が10%以上)の場合は、本項目に係る「様式第19号」及び「契約状況の一覧表及びCORINSデータ等」は提出しなくてよい。  
 注9) 「記入における留意事項」

1. 本表で明記されている「区分」(申請点数)及び「提出枚数」を記入する。「区分」欄は該当する区分について〇で囲み、下線欄については記入する。
2. 工種〇〇は、登録要件で認定した工種とする。(工事名の下、フルケンゲンコードで選択)
3. 評価項目に設定されていない項目は「申請点数」及び「提出枚数」欄に「-」を記入する。
4. 提出枚数は提出書類(様式を含む)の枚数をい、提出期間ではない。
5. 「様式第4号、第7号、第8号、第10号、第13号」とその添付資料は、「なし」の場合は提出しなくてよい。また、「様式第3号及び第9号」とその他の実績又は実績なしの場合は提出しなくてよい。
6. 別添資料に対して自由項目設定で評価項目を追加されている場合は、加重、減重、項目を追加する。
7. 一括方式入札において、様式第12号(県内企業の活用)の申請点数が0点の場合は、本表は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

評価点算定資料一覧表(特定建設工事共同企業体用)

【簡易型】

工事名:

企業体名:

工種: ○○

会社名①	出資比率	%	会社名②	出資比率	%	会社名③	出資比率	%

評価項目	細目	区分	申請点数	提出書類及び評価方法	提出枚数	
施工計画	・施工上配慮すべき事項	個別工事毎に定める		様式第2号 企業体名で作成	枚	
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	① 点 × % + ② 点 × % + ③ 点 × % =	点	様式第3号(全社分提出) 構成員ごとに評価し、出資比率で按分	枚	
	千葉県所掌工事「工種:○○」における 工事成績の平均点	① 点 × % + ② 点 × % + ③ 点 × % =	点	全社分一覧表を提出 注4) 構成員ごとに評価し、出資比率で按分	枚	
	過去2か年度間の「工種:○○」における 優良工事表彰対象工事	① 点 × % + ② 点 × % + ③ 点 × % =	点	構成員ごとに評価し、出資比率で按分		
	過去2か年度間の「工種:○○」における 難工事表彰 (令和6年〇月公告から適用)	令和 年度難工事表彰あり (令和 年度完成工事)	なし	点		
	登録基幹技能者の配置	あり	なし	点	様式第4号	枚
	ICT活用工事の実施	活用あり	なし	点		
	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	① 点 × % + ② 点 × % + ③ 点 × % =		点	構成員ごとに評価し、出資比率で按分。点数について、指名停止、文書注意が2回以上あった場合は、最大減点のみを記入し、算出する。	
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者資格	あり	なし	点		
	過去10年間の同種工事の施工経験	国・県等の実績	市町村等の実績	その他の実績 又は実績なし	点	様式第5号(評価対象期間の延長がある場合は様式第6号も提出) 企業体の配置予定技術者で評価 注4)
	主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間の「工種:○○」での工事成績	80点以上の実績あり	なし	点		
	若手技術者・女性技術者の配置	あり	なし	点	様式第7号 企業体の配置予定技術者又は現場代理人で評価	枚
	継続教育(CPD)の取り組み状況	あり	なし	点	様式第8号 企業体の配置予定技術者で評価	枚
地域精通度	過去10年間の当該管内での施工実績 注1)	① 点 × % + ② 点 × % + ③ 点 × % =	点	様式第9号(全社分提出) 構成員ごとに評価し、出資比率で按分	枚	
地域貢献度	「地震・風水害・その他の災害応急対応策に関する業務基本協定」	① 点 × % + ② 点 × % + ③ 点 × % =	点	様式第10号(全社分提出) 構成員ごとに評価し、出資比率で按分	枚	
	災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定	あり	なし	点	様式第11号 関東地方整備局長が発行する認定証の写し	枚
	県内企業の活用	1:県内企業のみ 2:県内外企業の企業体の場合 Ⅰ:県内企業が下請負予定金額に占める割合 注2) ( ( ) ÷ ) × 100 = % Ⅱ:企業体構成員のうち県内企業の出資比率に占める割合 注3) ① 点 × % + ② 点 × % + ③ 点 × % =		点	【どちらか選択】 1 県内企業のみ 2 県内外企業の企業体の場合、更にⅠ又はⅡを選択 (Ⅰを選択した場合は様式第12号を提出)	枚
	営業拠点の所在地の有無	あり	なし	点	代表者の所在地	
地域特有の有無	県産品の活用	あり	なし	点	様式第13号	枚
	地域特有の有無	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績	あり	該当なし	様式第14号 様式第15号 様式第16号 様式第17号  (いずれか1件に該当すればよい。 「あり」として申請する1項目の様式のみ、添付資料とともに全社分提出) 構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
		千葉県内在住の障害者雇用実績	あり			
		千葉県内在住の高年齢者雇用実績	あり			
		千葉県内在住の女性雇用実績	あり			
	① 点 × % + ② 点 × % + ③ 点 × % =	点				

注1) 千葉県内での実績を評価項目としている場合は、当該管内を千葉県内と読み替える。  
 注2) (県内企業下請負予定金額合計 ÷ 下請負予定金額合計) × 100 により算出する。  
 注3) 県外・県内の企業体の場合は、(0点 × 出資比率) + (2点 × 出資比率) により算出する。  
 注4) 工事成績の対象は単年度工事のみだけでなく、複数年度にまたがる工事も含まれる。なお、工事成績は工事検査結果通知書の年月日が属する年度で集計する。(発注年度ではない。)

【記入における留意事項】

- 1 太枠で囲まれている「区分」、「申請点数」及び「提出枚数」を記入する。選択項目については○で囲む。
- 2 工種○○は、資格要件で設定した工種とする。(工事名の下、プルダウンメニューで選択)
- 3 評価項目に設定されていない項目は、「申請点数」及び「提出枚数」欄に「-」を記入する。
- 4 枚数とは提出書類(様式を含む)の枚数をいい、提出部数ではない。
- 5 「様式第4号、第7号、第8号、第10号、第13号」とその添付資料は、「なし」の場合は提出しなくてよい。また、「様式第3号及び第9号」とその添付資料は、「その他の実績又は実績なし」の場合は提出しなくてよい。
- 6 「様式第12号」は、県内企業のみ  
の企業体の場合又は「県内企業が下請負予定金額に占める割合」が50%以下の場合は提出しなくてよい。
- 7 発注案件に応じて自由項目設定で評価項目が追加されている場合は、適宜、項目を追加する。
- 8 一抜け方式入札において、様式第12号(県内企業の活用)の申請点数が工事毎に変わる場合は、本書は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

## 2. 施工計画

### 様式第2号：施工計画

施工計画は、発注者が示す課題に対して、着目点とその理由とともに、施工上の工夫などを記載するものです。

#### 評価のポイント

- (1) 施工計画は、発注者が示す仕様に基づき施工する上で、生じる課題に対し、どのように施工を行うのか計画を記載するものであり、以下の事項から課題を設定します。
  - ・ 工程管理、品質管理、安全管理、環境対策
  - ・ 施工上配慮すべき事項（特に重要と考えられる事項）
- (2) 施工計画の評価は、発注者が示す「課題」に対し、「着目点」「着目理由」「着目点に対応した施工上の工夫」が適切かどうかを評価します。  
設計図書に示す仕様を超えるような提案を求めません。
- (3) 課題に対する施工計画に法令違反などが含まれ不適切である場合、入札は無効となります。
- (4) 4提案目以降に記載した内容は加點評価の対象としません。ただし、履行義務（施工不可とされたものは除く）は負うものとなります。
- (5) 加點されたか否かに係わらず、全ての提案事項について履行義務が課せられ、不履行の場合工事成績の減点対象となります。  
ただし、発注者の要求要件や施工条件を満たさないものを除きます。

(6) 次に示す提案は、加点の対象とはなりません。

- 「課題」、「着目点と着目理由」、「着目点に対応した施工上の工夫」の関連性が適切でないもの
- 本発注工事の内容と無関係である場合
- 関係法令に違反するもの、または安全性への配慮が欠けるもの
- 設計書の仕様を超え、過剰な負担となるもの
- 設計図書等に定められた内容、各種仕様書、基準の記載事項
- 各種仕様書、基準の記載事項と不整合
- 提出された技術資料のみで提案内容が確認できないもの
- 提案内容の履行が確認できないもの
- 使用の機会が無いもの
- 強度、性能、工法等の変更が伴うもの
- 他機関との協議が必要となるもの
- 施工計画に記載された技術と新技術の活用の記載が同一の場合

(7) 入札参加者から提出された施工計画は、品確法の指針の中で、施工計画は技術提案であり、企業の知的財産であるとされていることから、施工計画の内容については非公開とします。

(8) 発注者として実施されては困る提案については、当該部分の実施を認めない旨、入札前の段階で通知することとします。

ただし、同時提出型においては、学識意見聴取後から開札前までに通知することとします。(別紙1参照)

(9) 課題が「A及びBに対する提案」の場合、「及び」で結ばれたAとBのそれぞれに有用な提案が無いと得点できません。

(例)「(A) 鋼管矢板及び(B) 地盤改良の施工管理に対する提案」  
→ 「(A) 鋼管矢板の施工管理」と「(B) 地盤改良の施工管理」のいずれか一方だけの提案ではなく、それぞれの提案が必要です。

提案1： 「(A) 鋼管矢板の施工管理の工夫」
提案2： 「(B) 地盤改良の施工管理の工夫①」
提案3： 「(B) 地盤改良の施工管理の工夫②」など

【例】

課題1：橋台の現場打ちコンクリート打設に関する施工上の工夫

(評価できる施工計画)

提案1

[着目点] コンクリートの打設を7月に行うため外気温が25℃以上となる。

[着目理由] 1回のコンクリートの練り混ぜから打ち終わりまでを90分以内に確実にを行う必要がある。

[施工上の工夫] 打設部位毎に打ち重ね時間を明記した管理プレートを設置し、打設時間の管理を徹底し、時間内に確実に打設する。

※この例示した内容での提出は評価いたしません。

(評価しない施工計画)

コンクリート打設の際に、打ち重ね時間管理プレートを設置する。  
その施工方法がなぜ必要なのか不明確で、[着目点]、[着目理由]、  
[施工上の工夫]に分けて記載していないことから評価しない。

## 施 工 計 画

工事名	〇〇〇〇工事	会社名	(株)△△建設
<p><b>課題が1課題の場合</b></p> <p>【課題1】 〇〇〇工の△△△に関する施工上の工夫</p> <p>提案1          [着目点] □□□されている。          [着目理由] △△△のため。          [施工上の工夫] ×××する。</p> <p>提案2          [着目点] □□□されている。          [着目理由] △△△のため。          [施工上の工夫] ×××を実施する。</p> <p>提案3          [着目点] □□□の状態である。          [着目理由] △△△にするため          [施工上の工夫] ×××する。</p>			
<p>(本枠の記載要領は消去する)</p> <p>1 提案毎に「着目点」、「着目理由」、「着目点に対応した施工上の工夫」について記入する。</p> <p>2 1 課題当たり 3 提案まで記入する。</p> <p>3 説明図表を含め本様式 1 頁以内で記述すること。2 課題の場合も 1 頁以内で記述する。          2 頁目以降に記載された内容は評価の対象としない。          ただし、2 頁目以降に記載した内容についても履行義務を負うものとする。          (施工不可とされたものは除く)</p> <p>4 提案の記入は記載の順に 1 から 3 までの通し番号を付ける。4 提案目以降に記載された内容は          加點評価の対象としない。          ただし、4 提案目以降に記載した内容についても履行義務を負うものとする。          (施工不可とされたものは除く)          なお、3 提案に満たない提案数であっても、評価しないというものではない。</p> <p>5 <u>複数の提案内容を 1 つの提案として記載した場合は、当該提案を評価の対象としない。</u>          ただし、当該提案については履行義務を負うものとする。(施工不可とされたものは除く)</p> <p>6 提案本文については、文字の大きさは、<u>11 ポイント以上、1 行あたり 40 文字、35 行以内で          記入する。</u>  <u>明らかに小さい文字や文字数が逸脱している場合、評価の対象としない。(0 点)</u></p> <p>8 企業体の場合は、会社名を企業体名と読み替える。</p>			

別紙 1

文書番号

令和 4 年 月 日

A 者 様

千葉県知事 熊谷 俊人  
又は土木事務所長

総合評価方式（簡易型）に係る施工計画の提案内容について（通知）

〇〇〇〇工事の技術資料として貴社から提出された施工計画について、記載された内容を確認したところ、下表の提案内容は実施しないものとしますので、その旨通知します。

なお、当該提案内容を実施しない場合であっても、工事成績評点の減点対象とはならないものとします。

提案事項	〇〇〇に関する施工上の工夫
提案内容	
実施しない理由	

### 3. 企業の施工能力

#### 様式第3号：過去10年間の同種工事の施工実績

##### 記載要領

対象型式：特別簡易型・簡易型

- (1) 該当する同種工事が無い場合は様式第1号で、「その他の実績又はなし」を“○”で囲み、様式3号の提出は不要です。
- (2) 様式第3号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (3) 記載する同種工事の実績の件数は1件で良いですが、複数の条件設定を満足するために、複数の工事の実績をもって申請する場合は、実績を証明する全ての工事について、様式第3号の作成をお願いします。
- (4) 工事概要の欄については、設計図書に記載の工事概要に加え、必要に応じて該当する工種などを記載してください。
- (5) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び、当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とします。  

例) 公告日：令和6年4月23日  
期 間：平成26年4月1日から令和6年4月22日まで
- (6) 「完成」とは入札公告の前日までに完成通知書が提出されており、技術資料の提出までに検査結果通知書を受け取っているものが対象となります。
- (7) 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）であることにより評価します。  
公告文に記載された「同種工事」を証明できる資料を添付してください。  
（同種工事の内容がコリンズや契約図書で読み取れない場合は、竣工図面の写しなど）  
なお、参加資格確認申請と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができます。

(8) 国・県・市町村等とは、以下の機関とします。

① 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）とします。

② 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とします。

③ 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）、東京都23区（特別区）及び千葉県内の以下 a～c のいずれかの団体とします。

。

a 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合

b 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。

c 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を抛出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。

④ 独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）において準ずる機関とは、施行令第1条に該当しない下記に示す特殊法人等もあります。

具体的には、各発注機関の指示に従って下さい。

例： 国立大学法人、国立病院機構、地方共同法人など公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定する資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人及びその設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人であること。

又、受注当時は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する機関であったが、その後、対象外の機関となった場合にも加点対象とします。受注時の施行令で判断し、工事が完成しているものを評価します。

⑤ 以下の機関は、評価の対象機関とはなりません。  
千葉県外の一部事務組合、他県の道路公社等、政令指定都市になる前の市町村

⑥ 国の機関、独立行政法人及び特殊法人などは、以下の資料を参考に確認してください。

(a) 国、県、市町村等の機関等一覧表

出典：国税庁法人番号公表サイト（国税庁）

<https://www.houjin->

[bangou.nta.go.jp/setsumei/kuninokikanichiran.html](https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/kuninokikanichiran.html)

(b) 独立行政法人・特殊法人等一覧表

出典：総務省ホームページ 令和5年4月1日現在

(独立行政法人)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000871325.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000871325.pdf)

(特殊法人)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000876791.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000876791.pdf)

(元サイト)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/satei2.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2.html)

## 評価のポイント

(1) JV構成員としての実績は、施工実績の評価に出資比率を掛けずに評価します。

なお、出資比率が20%未満の場合には実績として評価しません。

(2) 単独の企業が申し込む際に、過去2か年度間の工事成績平均及び手持ち工事量についてJVの実績も評価対象とします。

(3) 評価対象に複数の要件を設定した場合、例えば、一方は国・県の実績、もう一方は市町村の実績と異なる場合は、低い方の実績で評価します。

(4) 合併前の企業の施工実績や工事成績は、合併後の企業にも引き継がれるものとして扱います。

ただし、工事の種類や業種が指定された項目は、当該工事を請け負う部門が新会社に引き継がれたことが確認出来る場合に限り評価します。

(土木部門が切り離され建築部門だけ新会社に移行した場合、土木部門の実績や工事成績は新会社に引き継がれません)。

(様式第3号)

## 同種工事の施工実績

工事名： ○○○○工事

会社名： (株)△△建設

工 事 概 要 等	発注者名	○○土木事務所
	工事名	○○○○工事
	工事箇所	千葉市中央区市場町
	請負金額	○○○, ○○○, ○○○円 (                      円)
	工期	令和△年 9月30日 ~ 令和△年 3月25日
	受注形態	単体
	工事概要	<p>工事延長 L = 100 m</p> <p>鋼矢板護岸工 L = 100 m</p> <p>笠コンクリート工 L = 100 m</p>

※入札公告にある「工事の概要」の項目等を記載する。

添付資料のみで「同種工事」であると判断できる資料を漏れなく添付すること

- 1 記載する同種工事の実績の件数は1件とする。
- 2 請負金額の( )は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 3 受注形態は、単体又は○○・□□共同企業体(出資比率○○%)と記載すること。
- 4 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 6 当該工事の内容を証明できるもの(コリズ竣工実績データ、契約書、図面の写し等)を添付すること。  
なお、参加資格確認申請書と同一の工事とする場合には、証明資料はこれを兼ねることができる。
- 7 「企業の施工能力」における「過去10年間の同種工事の施工実績」での国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関)をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体をいう。a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)。公共工事とは、これらの機関の発注工事とする。

記載要領

- (1) 千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点  
(小数以下第2位以下切捨て)となります。
- (1) 工事成績評定を一覧表にして提出してください。  
(様式自由)
- (2) 一覧表には、発注年度、発注者、工事名、契約日、完成日、工事成績を  
記載し、集計結果が分かるものとして下さい。
- (3) 一覧表を基に、発注者が県のデータと照合するため、工事検査結果通知書  
など証明書類の添付は不要です。
- (5) 対象工事は、以下のステップ順の該当工事とします。

【ステップ①】

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間に完成した  
総合評価方式で落札した同工種の工事成績を評価の対象とします。

※予定価格5千万円以上の災害復旧及び国土強靱化に関する工事  
の成績評定点も対象とする。(指名競争入札で受注した工事に限る)

例) 公告日：令和6年4月23日

期 間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

【ステップ②】

ステップ①に該当する工事がない場合は、

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の同工種全ての  
工事成績を評価の対象とします。

例) 公告日：令和6年4月23日

期 間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

【ステップ③】

ステップ②に該当する工事がない場合は、

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同工種全ての  
工事成績を評価の対象とします。

例) 公告日：令和6年4月23日

期 間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

## 評価のポイント

- (1) 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上であること）の平均点(小数点以下第2位以下切捨て)により評価します。
- (2) 工事成績評定は、繰越工事等は発注年度に関係なく、工事完成検査後の工事検査結果通知書の年月日の属する年度に計上します。
- (3) 過去2カ年に総合評価方式の工事成績がある場合は、総合評価のみでの平均点を算出することとし、指名の工事評定点は加算できません。
- (4) 申請された工事点数は、発注者で確認を行い、差異があった場合は以下のとおり評価します
  - ・工事の二重計上や加算漏れがあった場合、申請点数より低い評価の場合は、評価を下げます。  
(申請5点→確認4点の場合、評価配点は4点になります。)
  - ・申請点数より高い評価の場合は申請点数を優先します。  
(申請4点→確認5点の場合、評価配点は4点になります。)
- (5) 予定価格5千万円以上の災害復旧及び国土強靱化に関する工事（指名競争入札で受注した工事に限る）は、過去2か年度間に完成した総合評価方式で落札した同工種の工事成績と同等に扱うものとし、工事成績の平均点を算出します。

記載要領

- (1) 入札公告に記載された工種について、過去2か年度間の優良工事表彰対象工事の有無を評価します。
- (2) 様式の作成は不要です。
- (3) 優良工事表彰対象工事を証明する書類は不要です。  
(発注者が該当工事を確認します。)
- (4) 過去2か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度とします。  
  
例：令和6年度の総合評価では、  
令和4年度優良工事表彰対象工事（令和3年度の完成工事）及び  
令和5年度優良工事表彰対象工事（令和4年度の完成工事）が  
評価対象となります。
- (5) 対象工事とは、優良工事表彰を受けたものではなく、工事成績評定点が優良工事表彰の対象となる成績評定点を獲得した工事です。

評価のポイント

- (1) 様式第1号で「なし」または記入がない場合は、発注者側で追跡の確認は行いません。

4) 過去2か年度間の「工種：〇〇」における難工事表彰  
(令和6年度表彰の翌月の入札公告から適用)

対象型式：特別簡易型・簡易型

記載要領

- (1) 入札公告に記載された工種について、過去2か年度間の難工事表彰の有無を評価します。  
(ただし、令和6年度に入札公告する案件に限り、令和6年度表彰を評価)
- (2) 提出様式はありません。該当する場合は様式第1号の「過去2か年度間の「工種：〇〇」における難工事表彰」について記入してください。
- (3) 難工事表彰を証明する書類は不要です。(発注者が該当工事を確認します。)

評価のポイント

- (1) 様式第1号で「なし」または記入がない場合は、発注者側で追跡の確認は行いません。
- (2) 評価項目「過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事」で加点された場合は評価しません。  
(「優良工事表彰」及び「難工事表彰」についての表彰対象企業はどちらか一方のみであるため、総合評価においても、一方のみの表彰の有無を評価します。)

## 様式第4号：登録基幹技能者の配置

対象型式：特別簡易型・簡易型

### 記載要領

様式第4号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。

なお、対象外の場合は、作成及び提出は不要です。

- (2) 当該工事の施工に係る元請又は一次下請企業が配置する現場従事技能者（元請けの主任又は監理技術者を除く。）として、建設技能等を有する技能者を活用する場合、評価します。
- (3) 添付書類は不要です。
- (4) 当該工事の設計内訳書に示す細別（レベル4）に関連した種類の登録基幹技能者の配置を評価します。（様式第4号に記載した「設計内訳書の細別（レベル4）」と「登録基幹技能者の種類」に関連がない場合は、評価しません。）
- (5) 「当該工事に関連する種類の登録基幹技能者」や「設計内訳書に示す細別（レベル4）」が複数の場合は、様式第4号に複数記載することを可能とします。  
様式第4号を提出し、受注者は、そのうち1細別以上・1種類以上の登録基幹技能者を配置すれば総合評価方式に係る履行は満たされたこととなります。
- (6) 営繕工事の場合、「細別（レベル4）→中科目」に読み替えることとします。

### 評価のポイント

- (1) 配置することとした登録基幹技能者はその細別（中科目）の期間の全てに従事させなければなりません。（1種類の登録基幹技能者に対して、複数の細別（中科目）を申請した場合、1つの細別の全期間に従事すれば、総合評価方式に係る履行は満たされたこととなります。）
- (2) 契約後、施工計画書において従事者の氏名、従事期間を明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面（登録基幹技能者講習修了証等）の写しを提出してください。
- (3) 登録基幹技能者が途中交代となる場合は、様式第4号で申請した登録基幹技能者を配置してください。契約内容の担保となりますので、交代により評価点の減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。
- (4) 様式第4号に複数記載した場合、評価を行う際には最低の点数となる申請の点数を評価値としますので、ご注意下さい。（例えば、2種類の登録基幹技能者を申請した際に、いずれかの種類が当該工事に関連しない場合、0点となります。）
- (5) 受注者の責により履行されていないと判断された場合は、履行義務違反とし工事成績を減点することとします。

登録基幹技能者の配置

工事名： ○○○○工事

会社名： (株)△△建設

登録基幹技能者の配置	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin: 0 auto 10px auto;">配置する</div> ・ <div style="margin-left: 100px;">配置しない</div>
------------	---

(配置する場合)

各工事の設計内訳書に記載された「細別（中科目）」を記載する。

登録基幹技能者を配置する「細別（中科目）」	記載欄 1 安定処理（放流路）	記載欄 2	記載欄 3
登録基幹技能者の種類	登録薦・土工基幹技能者		

「細別（中科目）」に関連する登録基幹技能者の種類を記載する。（種類はガイドライン P.17「登録基幹技能者種類一覧表（参考）」を参照すること。）

イメージ (設計内訳書)	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量
	道路改良		式	1
	地盤改良工		式	1
	路床安定処理工		式	1
	安定処理（放流路） 細別 (レベル 4)	混合深さ1mを超え2m以下;固化材100m2あたり使用量10t/100m2;固化材の種類セメント系固化材	m2	18

注 1) 契約後、施工計画書において従事者の氏名、従事期間を明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面（登録基幹技能者講習修了証 等）の写しを提出すること。

注 2) 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に登録基幹技能者の活用が出来なかった場合は、工事成績評定点を 3 点減点する。

【記入における留意事項】

- 1 元請または一次下請企業が配置する登録基幹技能者（元請けの主任又は監理技術者を除く。）を記載すること。
- 2 複数申請する場合は複数を記載すること。（そのうち 1 種類以上の登録基幹技能者を配置）
- 3 適宜、記載欄を追加すること。
- 4 営繕工事の場合、設計内訳書の「細別」は「中科目」に読み替えること。

提出要領

- (1) ICT活用工事の対象工種（例：ICT土工）は特記仕様書又は入札公告文をご確認ください。
- (2) ICT活用工事の実施は工事成績評価においても評価対象とします。
- (3) 提出様式はありません。活用する場合は様式第1号の「ICT活用工事の実施」において「活用あり」を○で囲んで下さい。  
また、落札決定後に受発注者間で協議を行い、活用する工種（例：ICT土工）を決定してください。

評価のポイント

- (1) 入札公告で指定された工種のうち、1つでもICT施工技術を活用する場合に評価します。  
なお、受注後にICT施工を実施することになった場合でも、設計変更の対象となります。

記載要領

- (1) 過去2年間又は1年間の過去の不誠実な行為を対象とします。
- (2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、生活環境部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とします。国、市町村は含みません。
- (3) 過去2年間とは、それぞれ入札公告の前日までの過去2年間とします。  
例) 公告日：令和6年4月23日  
期 間：令和4年4月23日から令和6年4月22日まで
- (4) 過去の文書注意及び営業停止においては、過去1年間を対象とします。
- (5) 指名停止と文書注意等が何回あっても、減点数の積み上げは行いません。
- (6) 過去の指名停止と文書注意に関して、事故によるものは対象外です。

## 4. 配置予定技術者

### 様式第5号：配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績

対象型式：特別簡易型・簡易型

#### 記載要領

- (1) 様式第5号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 公告文に記載された「同種工事」であることが証明できるもの（コリンズや契約図書で読み取れない場合は竣工図面の写しなど）を添付してください。  
なお、入札参加資格確認申請書と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができます。
- (3) 『主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績』については、過去4か年度間に80点以上の実績がある場合を評価対象とします。  
該当が有る場合は、「80点以上の実績の有無」の欄の「有」を○で囲み、それぞれの記入欄に記入してください。
- (4) 『主任（監理）技術者資格』について、配置予定者技術者のうち、主任（監理）技術者の資格は、一級土木施工管理技士又は技術士となります。  
該当する資格に応じて、  
「監理技術者資格者証取得年月日」、  
「監理技術者講習修了証終了年月日」もしくは  
「その他の資格」及び「取得年月日」に記入願います。
- (5) 工事経験を有する工事は、様式第3号の工事と同一でなくてもかまいません。
- (6) 本書の申請日現在における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。複数ある場合は本書を従事工事数分作成してください。

**[共通]**

- (1) 工事経験、工事成績の評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価します。(別図 1 参照)
- (2) 技術者の途中変更があった工事の実績については、従事期間の最も長い技術者のみが評価対象となります。  
ただし、製作を含む工事について、製作期間を除く期間に配置している技術者のみ評価する工事もありますので、入札公告文を確認して下さい。  
また、フレックス工期契約制度による工事も、配置を要しない期間を除き、従事期間が最も長い技術者のみ評価します。
- (3) 評価対象に複数の要件を設定した場合、例えば一方は国・県の実績、もう一方は市町村の実績と異なる場合の評価は、低い方の実績で評価します。
- (4) 技術者を技術資料提出時に 1 人に特定できない場合は、複数の方を技術者することができます。  
この場合、本様式は全ての技術者分を作成願います。  
なお、各技術者とも入札参加資格を満たさなければなりません。  
また、評価を行う際には複数の技術者のうち、「若手技術者・女性技術者の配置」も考慮した、最低の点数となる方の点数を評価値としますので、ご注意下さい。  
※P 31「複数の配置予定技術者の申請があった場合」の評価の考え方を参照
- (5) 評価調書（公表用）に記載される得点は、合計点が最も低い技術者の得点となります。
- (6) 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合以外は、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めません。
- (7) 特定、経常JVにおいて、配置予定技術者に監理技術者を配置する工事については、監理技術者を評価対象とします。(主任技術者は評価対象外)

## [工事経験]

- (8) 「工事経験」は配置予定技術者の施工経験がない場合は、0点で評価します。
- (9) 評価対象機関は、「企業の過去10年間の施工実績」と同じ機関となります。
- (10) 過去10年間の同種工事の施工経験は、担当技術者及び現場技術員は評価の対象となりません。
- (11) JVの構成員としての経験は、評価に出資比率を掛けずに評価します。  
なお、出資比率が20%未満の場合には経験として評価しません。

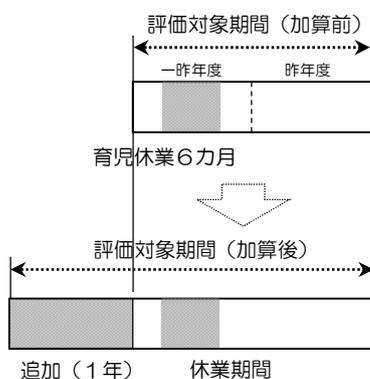
## [工事成績]

- (12) 「工事成績」は、工事完成検査後に完成が認められた年月日（工事検査結果通知書の年月日）の属する年度で判断します。
- (13) 現場代理人として従事した工事成績は対象となりません。

(別図1)

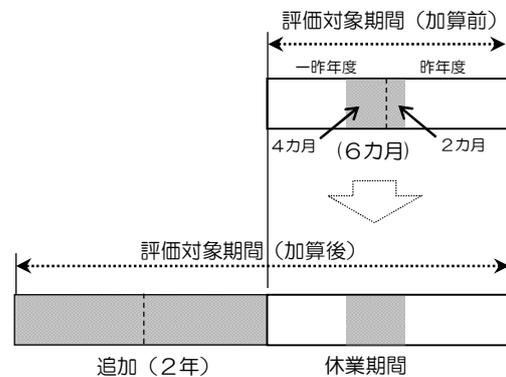
「出産・育児等により休業した場合の評価対象期間について」

①休業期間が年度をまたがない場合



6カ月を1年に切り上げて、評価対象期間に加える。

②休業期間が年度をまたぐ場合



各年度の休業期間を1年ずつに切り上げて、  
計2年を評価対象期間に加える。

## 「複数の配置予定技術者の申請があった場合」の評価の考え方

### (事例1)

配置予定技術者の能力	〇〇建設			評価値
	技術者A	技術者B	技術者C	
主任（監理）技術者資格	2	2	2	2
同種工事の施工経験	1	2	1	1
継続教育（CPD）取組状況	0	1	1	1
過去4か年度間の工事成績	2	2	0	0
若手・女性技術者の配置	1	—	1	1
合計	6	7	5	5

※技術者を1人に特定できないため、合計点が最低値の技術者Cの得点が評価値となります。

※実際の従事者が技術者Bとなった場合、「若手・女性技術者の配置」が無くなりますが、申請された技術者（A、B又はC）のいずれかの従事が確認できれば、履行義務違反とはなりません。

※契約後の技術者の途中変更にあたり、評価値の合計点が減少する者を配置した場合は、履行義務違反となります。

### (事例2)

配置予定技術者の能力	〇〇建設				評価値
	技術者A	技術者B	技術者C	現場代理人D	
主任（監理）技術者資格	2	2	2	—	2
同種工事の施工経験	1	2	1	—	1
継続教育（CPD）取組状況	0	1	1	—	1
過去4か年度間の工事成績	2	2	0	—	0
若手・女性技術者の配置	1	—	—	1	1
合計	6	7	4	—	4

※「若手・女性技術者の配置」については、技術者Aと現場代理人Dが申請されていますが、現場代理人として配置が特定されることから、1点の評価となります。

現場代理人Dの従事が無く、技術者Aの従事も無い場合は、「若手・女性技術者の配置」において、履行義務違反となります。

### (事例3)

配置予定技術者の能力	〇〇建設				評価値
	技術者A	技術者B	技術者C	現場代理人D	
主任（監理）技術者資格	2	2	2	—	2
同種工事の施工経験	1	2	1	—	1
継続教育（CPD）取組状況	0	1	1	—	1
過去4か年度間の工事成績	2	2	0	—	0
若手・女性技術者の配置	—	—	—	1	1
合計	5	7	4	—	4

※若手・女性技術者の申請が、現場代理人Dのみなので1点の評価となります。

様式第 5 号

配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績

工事名： \_\_\_\_\_ ○○○○工事 \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_ (株) △△建設 \_\_\_\_\_

区	分	主任技術者 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">監理技術者</span>	ふりがな 氏名	ちば たろう 千葉 太郎
所	属	会	社	(株) △△建設

監理技術者資格者証日 取得年月日	平成○○年○○月○○日			
監理技術者講習修了証日 修了年月日	平成△△年△△月△△日			
その他の資格	技術士(○○)	取得年月日	平成○○年 □月 □日	
工 事 経 験	発注者名	○○土木事務所		
	工事名	△△△△工事		
	工事箇所	千葉市中央区市場町		
	請負金額	○○○, ○○○, ○○○円 (                      円)		
	工期	令和△△年 9月 1日 ~ 令和□□年 3月 25日		
	従事役職	現場代理人・主任技術者・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">監理技術者</span>		
	従事期間	令和△△年 9月 1日 ~ 令和□□年 3月 25日		
	受注形態	単体		
	工事概要	工事延長 L = 100 m 鋼矢板護岸工 L = 100 m 笠コンクリート工 L = 100 m		

設計書に記載の概要にかかわらず、同種工事と分かる記載を適宜追記

※同時提出型の場合、「申請時における他工事の従事状況等」の記入は不要です。  
工場製作期間に専任を有しない工事の場合は、記入してください。

申請時における他工事の従	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	従事役職	
	受注形態	

工事状況等  過去4か年度間の「工種…土木一式」での工事成績	本工事と重複する場合の対応			
	80点以上の実績の有無	○有・無（「無」の場合、または評価項目に設定されていない場合、以下の記載は不要）		
	発注者名	〇〇土木事務所		
	工事名	◆◆◆◆□工事		
	工種	土木一式		
	工事成績	82点		
	工事検査結果通知書の通知年月日	令和△△年 3月30日		
	従事役職	主任技術者 監理技術者		
	a. 工期	令和□□年10月1日～令和△△年3月25日		
	b. 従事期間	令和□□年10月1日～令和△△年3月25日		
	上記aとbの期間が異なる場合は理由を記載			
	受注形態	単体		
	現会社以外での実績により申請する場合は、上記の工事成績を取得時に在籍していた会社の商号又は名称及び建設業許可番号を右欄に記載すること。	商号又は名称		
		建設業許可番号	—	

技術者の途中変更があった場合、従事機関の最も長い技術者のみが評価対象となります。

**(共通)**

- 記載する同種工事の実績の件数は1件とする。
- 本工事に主任技術者、監理技術者として配置する予定の技術者について作成すること。
- 技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を技術者とすることができる。この場合、本書は全ての技術者数分作成すること、なお、各技術者とも入札参加資格要件を満たさなければならない。
- 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。
- 請負金額の（ ）は、共同企業体の場合の全体金額を記入すること。
- 受注形態は、単体又は〇〇・□□共同企業体（出資比率〇〇％）と記入すること。
- 共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。

**(資格について)**

- 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。（ただし、平成28年6月1日より監理技術者資格者証と講習修了証の統合により、1枚で確認できる場合を除く。）  
【また、(資格の名称)の資格認定証明書の写しを添付すること。】（一級土木施工管理技士等、必要がある場合のみ記載する。）

### (工事経験について)

- 9 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 10 工事経験を有する工事は、様式第3号の工事と同一でなくてもよい。
- 11 共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率20%以上の場合に限る。
- 12 当該工事の内容を証明できるもの（コリンズ竣工実績データ等、契約書、図面の写し等）を添付すること。  
なお、入札参加資格確認申請書と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができる。
- 13 「配置予定技術者の能力」における「過去10年間の同種工事の施工経験」での国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及びこれに準ずる機関）をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体をいう。a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。

### (他工事の従事状況について)

- 14 本書の申請日現在における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。複数ある場合は、本書を従事工事数分作成すること。

### (工事成績について)

- 15 加點評価の対象は、原則、工事期間のうち従事期間が最も長い主任（監理）技術者について、工事の成績が80点以上であった場合の申請に限る。  
なお、製作を含む工事については、工場製作期間を除く期間に配置していた技術者のみを評価する場合もあるため、入札公告を確認すること。

## 様式第6号：配置予定技術者の評価対象期間の追加事由

対象型式：特別簡易型・簡易型

### 記載要領

- (1) 様式第6号について、評価対象期間の追加を行う場合、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。なお、対象外の場合は、作成及び提出は不要です。
- (2) 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認が出来るものに限る））を添付すること。

様式第6号

## 配置予定技術者の評価対象期間の追加事由

工事名：           〇〇〇〇工事          会社名：           (株)△△建設          

配置予定技術者の評価対象期間の追加事由	産前休業・産後休業・育児休業・介護休業のいずれか若しくは複数を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は <u>切り上げた期間</u> とする。(取得期間の合計が1年6ヶ月の場合、2年とする。)
評価対象期間の追加事由及び配置予定技術者の休業期間等	①過去10年間の同種工事の施工経験 休業種別：育児休業 休業期間：令和□年5月1日～令和△年2月28日 (10ヶ月) 追加対象期間：1年
	休業種別：産前休業+産後休業+育児休業 休業期間：令和□年6月1日～令和△年8月31日 (1年3ヶ月) 追加対象期間：2年 注)休業期間の対象は過去10年間
	追加評価対象期間合計 3年
	②主任(監理)監理技術者として施工した過去4か年度間の工事成績 休業種別：産前休業+産後休業+育児休業 休業期間：令和□年6月1日～令和△年8月31日 (1年3ヶ月) 追加対象期間：2年 注)休業期間の対象は過去4か年度間
	追加評価対象期間合計 2年

- 1 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの(事業主が労働者に休業期間を通知した書面等(休業期間の確認が出来るものに限る))を添付すること。

記載要領

- (1) 様式第7号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 若手技術者は、直接的な雇用を証明する資料と年齢（40歳未満）を証明する資料を添付してください。
- (3) 女性技術者は、直接的な雇用を証明する資料と性別を証明する資料を添付してください。
- (4) 個人情報のため、必要箇所以外は塗りつぶすなどの処理をお願いします。
- (5) 技術者を1人に特定することができない場合は、複数の者を技術者とすることができます。  
この場合、本書は全ての技術者分作成してください。  
その際は、各技術者とも入札参加資格要件を満たす必要があります。
- (6) 一抜け方式入札において、特定監理技術者及び監理技術者補佐の配置を認める工事及び認めない工事が混在する場合、本書は参加を希望する全ての工事分を作成すること。  
ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数が同一であること。

## 評価のポイント

- (1) 現場代理人に若手・女性技術者を配置する場合は、主任技術者相当の資格を有するものを評価対象とします。
- (2) 女性技術者の配置と地域貢献度の千葉県在住の女性雇用の実績は同一人物でも評価します。  
技術者の配置については、女性技術者の育成・確保という観点、女性の雇用実績については、千葉県内在住の女性雇用拡大の観点から評価しているものであり、両方の目的を果たしていることから、両方とも評価するものです。
- (3) 資格証明は、技術検定合格後、合格証明書受領までの期間は指定試験機関が通知する合格通知書でも可能とします。  
ただし、合格通知書は合格証明書発行までの暫定的な確認手段であるため、契約後に合格証明書を確認します。合格証明書を受領した際には、速やかに写しを監督員に提出してください。
- (4) 特例監理技術者を認める工事の場合、特例監理技術者及び監理技術者補佐に若手・女性技術者を配置する場合も評価対象とします。

若手技術者・女性技術者の配置

工事名： ○○○○工事

会社名： (株) △△建設

若手技術者又は女性技術者の配置(注1)	
---------------------	--

従事役職	
ふりがな氏名	ちば じろう 千葉 次郎
年齢(注2)	【若手技術者配置の場合に記入する】 32歳（平成□□年 △月 ○日生）
資格(注3)	（資格の名称等） 一級土木施工管理技士

若手・女性技術者の評価項目の対象に特例監理技術・監理技術者補佐を追加

注1) 女性技術者の配置を予定する場合は、性別を証明できる書類として健康保健被保険者証等の写しを添付すること。

注2) 若手技術者の配置を予定する場合は、入札公告時点で40歳未満の者とし、年齢を証明する書類を添付すること。

注3) 資格証明書等は、写しを添付すること。

【記入における留意事項】

- 1 技術者を1人に特定することができない場合は、複数の者を技術者とすることができない。この場合、本書は全ての技術者分作成すること。
- 2 直接的な雇用を証明する資料として健康保健被保険者証等を添付すること。
- 3 証明資料が他の技術資料と同一の場合は、添付不要とする。
- 4 添付する資料は、証明に不必要な部分を塗り潰すなどして消去する。
- 5 一抜け方式入札において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を認める工事及び配置を認めない工事が混在する場合、本書は参加を希望する全ての工事分を作成すること。  
ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数が同一であること。

## 様式第8号：継続教育（CPD）の取り組み状況

継続教育(CPD)とは、自らの技術力の向上のため、加入する団体の講習会などに参加し、継続的に学習する活動の略称です。

詳しくは（一社）全国土木施工管理技士会連合会などのホームページをご覧ください。各団体の証明書で「各団体の推奨単位以上の取得」がなされていることが証明できれば評価することとしています。

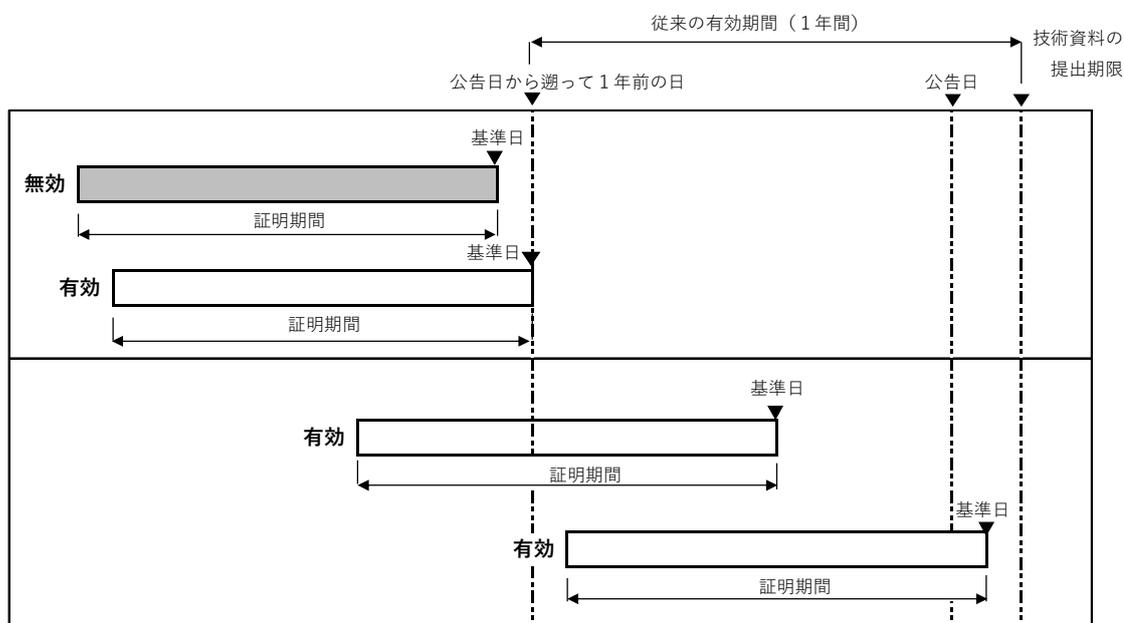
対象型式：特別簡易型・簡易型

### 記載要領

- (1) 様式第8号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) CPDの証明書の写し(コピー)を提出してください。基準日が有効であることを確認します。(学習履歴を証明する資料が添付されていない場合は、加点評価されませんのでご注意ください。)
- (3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとします。

#### <CPDの有効な基準日の考え方について>

※基準日は、取材した証明書の証明期間の最終の日付とします。



## 継続教育（CPD）の取得状況

工事名：〇〇〇〇工事

会社名：(株)△△建設

<p>当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限って評価する。なお、各団体が発行する技術者証の写し及び学習履歴を証明する証明書の写しを添付し各団体推奨単位を取得していること及び有効期間内であることを証明すること。</p>	<p>学習履歴を証明する証明書発行団体名を記載する。</p> <p>(一社) 全国土木施工管理技士会連合会</p> <p>他に (公社) 日本技術士会 建築 CPD 運営会議</p>
--	---

- 1 証明書は、取得期間の最終日が、公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までのものを有効とする。

## 記載要領

(1) 各団体が定める、推奨単位ごとの有効期間を評価する期間とします。

(例1)

(一社)全国土木施工管理技士会連合会の場合

推奨ユニット

20ユニット／1年の場合・・・1年間

40ユニット／2年の場合・・・2年間

60ユニット／3年の場合・・・3年間

80ユニット／4年の場合・・・4年間

100ユニット／5年の場合・・・5年間

(例2)

(公社)日本技術士会

150CPD時間／3年度間・・・3年間

年平均50CPD時間

(例3)

建築CPD運営会議

12認定時間／1年間・・・1年間

## 評価のポイント

- (1) 学習履歴証明書の証明期間は推奨単位取得が確認できる1年間とする。
- (2) 1年間を越える証明期間が記載されている場合は、以下の単位取得状況を確認できる資料を併せて提出してください。

例) (一社) 全国土木施工管理技士連合会の場合・・・学習履歴証明書  
と学習履歴明細書  
建築CPD運営会議の場合・・・建築CPD実績証明書と受講履歴

(参考) (一社) 全国土木施工管理技士会連合会の場合の証明書の例

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会  
継続学習制度(CPDS)学習履歴証明書

基準日が入札公告の日から遡って1年前の日から総合評価方式の技術資料の提出期限までの間にあるものを有効とする。

発行年月日 2015年2月04日

申請日	2015年1月29日
証明日と証明期間	2015年4月30日 (2014年5月1日~2015年4月30日) (証明日より前1年間の学習履歴を証明します。)
会社名	JCM
会社住所	〒102-0076 東京都千代田区五番町
TEL/FAX	TEL 03-3262-7421 FAX

証明期間が1年間を超える場合は別途、学習履歴明細書を添付してください。

申請のあった上記表中の会社に所属する表1の者の証明日より前1年間のCPDS学習履歴を証明します。

表-1 (一社) 全国土木施工管理技士会連合会

CPDS 加入者名	土木施工 管理技士 1,2級 の別	土木施工管理 技士資格番号	CPDS 加入者番号	取得ユニット数						
				社内研修 のユニット 数(A)	社内研修 を除いた ユニット数 (B)	(B)の推奨単位※		合計取得 ユニット数 (C=A+B)	(C)の推奨単位※	
						標準 ユニット (20unit)	優良 ユニット (30unit)		標準 ユニット (20unit)	優良 ユニット (30unit)
土木 花子			00045468	0 unit	0 unit	-	-	0 unit	-	-
土木 一郎	2級	123456789	00059690	0 unit	70 unit	取得	取得	70 unit	取得	取得

「取得」と記載  
→ 加点対象  
「-」と記載  
→ 加点されない

D229831

**学習履歴明細書**  
(これは学習履歴証明書ではありません)

【00236187】土木 三部【出力期間】2017-09-01~2019-08-31

No	実施日	プログラム 番号	プログラム名称	A分類コード	形態コード	ユニット数
1	2017-12-20	391587	Webセミナー	211	402	6 unit
2	2018-01-20	391590	Web-CPDS: 1101129357	202	401	1 unit
3	2018-03-01	391595	Webセミナー	222	402	2 unit
4	2018-06-09	391804	新技術活用セミナー【第1回】(社内研修)	202	101-1	4 unit
5	2018-06-14	391728	解体工事講習	211	101-1	5 unit
6	2018-07-04	391845	監理技術者講習	211	106	12 unit

(参考) 建築 CPD 実績証明書 の例

建築 CPD 実績証明書

(受講履歴付き)

平成28年02月16日

テスト株式会社

〒289-1234

千葉県〇〇市〇〇町1丁目123-4

建築 CPD 運営会議  
座長 高梨 晃一

建築 CPD 運営会議事務局  
(公財) 建築技術教育普及センター  
理事長 浅野 宏



履修期間が1年間であることを確認する。

下記の通り、建築 CPD の実績を証明します。

記

履修期間：平成26年04月01日 ~ 平成27年03月31日

履修期間が1年間を超える場合は、別途、受講履歴を添付してください。

資格名	番号	氏名	認定時間
一級建築士	999991	建築 花子	5
一級建築士	999999	建築 太郎	4
一級建築士	999992	建築 次郎	12
総認定時間数			21

基準日が入札公告の日から遡って1年前の日から総合評価方式の技術資料の提出期限までの間にあるものを有効とする。

配置予定技術者が12認定時間/年を確認する。

建築 CPD 情報提供制度の推奨単位は、12認定時間/年

受講履歴

資格名	番号	氏名

実施日	プログラム名	主催者	形態 分類	分野 分類	認定 時間
認定時間合計					

## 5. 地域精通度

### 様式第9号：当該管内（県内）での施工実績

対象型式：特別簡易型・簡易型

#### 記載要領

- (1) 様式第9号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 該当する同種工事が無い場合は様式第1号で、「その他の実績又はなし」を“○”で囲み、様式9号の提出は不要です。

#### 評価のポイント

- (1) 公共工事の施工実績であれば、入札公告で指定の当該工種以外の工種の実績でも評価します。
- (2) 複数の管内での施工実績の場合は、一部でも当該管内が含まれれば評価されます。

様式第9号

## 当該管内での施工実績

工事名： \_\_\_\_\_ ○○○○工事 \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_ (株) △△建設 \_\_\_\_\_

工 事 概 要 等	発注者名	○○土木事務所
	工事名	◆◆◆◆工事
	工事箇所	千葉県 八千代 (市) 町 村
	請負金額	○○, ○○○, ○○○円 ( )
	工期	令和□年 8月 1日 ~ 令和△年 2月20日
	受注形態	単体

当該管内であることを確認すること。  
一部管理が他の事務所管内に跨る箇所  
などの扱いに迷う場合は発注機関に  
確認してください。

- 記載する施工実績の件数は1件でよい。
- 請負金額の( )は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 受注形態は、単体又は○○・□□共同企業体(出資比率○○%)と記載すること。
- 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
- 当該工事の内容を証明できるもの(コリンズ竣工実績データ、契約書、図面の写し等)を添付すること。  
なお、入札参加資格確認申請書と同一工事とする場合には、証明資料はこれを兼ねることができる。
- 「地域精通度」における「過去10年間の当該管内での施工実績」では、国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関)をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)と千葉県内の以下a~cのいずれかの団体をいう。a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)。
- 千葉県内での実績を評価項目としている場合は、当該管内を千葉県内と読み替える。

## 6. 地域貢献度

### 様式第 10 号：地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定

対象型式：特別簡易型・簡易型

#### 記載要領

- (1) 様式第 10 号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 協定を締結する団体に所属しているか確認しますので、その団体の発行する証明書等を提出してください。ただし、協定の写しで当該団体に所属している事が確認できる場合には、別途提出は不要です。
- (3) 協定の締結が無い場合には、様式第 10 号の提出は不要です。

様式第10号

## 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定

工事名：〇〇〇〇工事

会社名：(株)△△建設

①業務基本協定締結の有無	<p>入札公告の時点において、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」千葉県との締結協定名称</p> <p>地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定 (千葉県)</p> <p>部局により名称が違う場合は正式な名称を記載してください。</p> <p>※1 入札公告で特に指定がない場合、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」を評価対象の協定とし、協定の対象となる協会等に属する企業である場合、評価する。</p> <p>※2 入札公告で特に評価対象となる協定の指定があった場合には、[ ] 内に協定名を記入する。</p>
②業務細目協定締結の有無	<p>あり ・ なし</p> <p>入札公告の時点において、地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定に基づく業務細目協定の千葉県出先機関との締結の有無(①において業務基本協定の締結がある場合に記載する)。</p> <p>地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定 (〇〇〇〇事務所)</p> <p>※3 「あり」の場合には上[ ] 内に業務細目協定を締結する千葉県出先機関名を記入する。細目協定の対象となる協会支部等に属する企業である場合、評価する。</p>

対象協定の協会・支部等に企業であることを証明する書類(業務基本協定もしくは細目協定を締結する団体の発行する証明書等)を添付する。協定の締結が無い場合は提出不要。

細目協定の対象企業であることが確認できない事例が多いため、証明書の添付漏れに注意

## 様式第 11 号：災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定

対象型式：特別簡易型・簡易型

### 記載要領

- (1) 様式第 11 号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。

### 評価のポイント

- (1) 入札公告の前日の時点において、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無を評価します。
- (2) 認定証の写しを提出するものとし、提出がない場合は、評価しません。

災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定

工事名： 〇〇〇〇工事

会社名： （株）△△建設

関東地方整備局長が発行する認定証の写し	あり ・ なし
---------------------	---------

注) 関東地方整備局長が発行する認定証の写しを添付すること。



### 記載要領

- (1) 様式第12号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 全ての下請（1次、2次、3次・・・）について記入してください。  
なお、1次下請負予定金額には、2次下請負予定金額を除いた値を記入すること。（以下、2次から3次の場合等も同様）
- (3) 資材の調達や製作のみの契約など、当該工事の施工現場における労務を含まないものは下請金額には計上できません。
- (4) 下請契約は、建設業法における建設業者間で結ばれる請負契約のことであり、警備業者、測量業者及び地質調査業者等は含まれません。
- (5) 一抜け方式入札において、申請点数が工事毎に変わる場合、本書は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

### 評価のポイント

- (1) この項目での県内企業とは、千葉県内に本社を有する者です。県外企業の県内の支店・営業所は、県内企業と判断されません。
- (2) 下請負契約のうち県内企業の割合は、施工体制台帳にある全ての下請企業（2次、3次以下も含む）について、県内外を分類し、各々の契約書、注文書、請書等の写し等を求め契約金額を確認します。

様式第12号

## 県内企業の活用

工事名： ○○○○工事

会社名： (株) △△建設

1. 下請負予定金額	工 種	金 額	県内外 の別
下請負予定工種・金額 県内外の別	笠コンクリート工	△△, △△△, △△△	県内
	下請負予定金額 合計 (A)	△△, △△△, △△△円	
2. 県内企業 下請負予定金額合計 (B) (1. のうち、県内の者のみ合算した値)	△△, △△△, △△△円		
3. 県内企業が 下請負予定金額に占める割合 (B) ÷ (A) × 100	100 % ※少数点2位以下切捨て		

- 1 本様式での「県内企業」とは千葉県内に本社がある者をいう。
- 2 全ての下請（1次、2次、3次・・・）について記入すること。なお、1次下請負予定金額には、2次下請負予定金額を除いた値を記入すること（以下、2次から3次の場合等も同様）。
- 3 受注後、下請企業の変更等により、「3. 県内企業が下請負予定金額に占める割合」が「70%以上から70%未満」又は「50%以上から50%未満」に変更になった場合、工事成績評定点を3点減点及び履行義務違反となる。
- 4 「3. 県内企業が下請負予定金額に占める割合」が「50%未満」の場合は提出不要とする。
- 5 共同企業体の場合は、会社名を企業体名と読み替える。
- 6 一抜け方式入札において、申請点数が工事毎に変わる場合、本書は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

## 営業拠点の所在

対象型式：特別簡易型・簡易型

### 対象要件

- (1) 当該管内で、災害応急対策に関する協定を締結している支店は、本店扱いとします。

### 記載要領

- (1) 様式第13号について、欄外の注記、本書の記載例を確認した上、記入してください。
- (2) 申告のあった品目について、過去の工事の納入伝票、カタログ、ホームページ等の本社や工場が、千葉県内に所在することがわかる部分の写しにより確認しますので、これらを添付して下さい。

### 評価のポイント

- (1) 県内及び県外の企業が製造又は生産する品目の内、県産品を使用した場合、評価します。  
※入札公告の「当該工事で指定する県産品」に記載された品目が評価対象となります。
- (2) 指定品目の調達先の本社や工場が千葉県内に所在することを確認します。  
以下の①、②のいずれかに該当した場合、評価します。
  - ①最終製品段階に加工し製品化した、会社の本社が千葉県内  
(工場が県外でも可)
  - ②最終製品段階に加工し製品化した、工場の所在地が千葉県内  
(本社が県外でも可)※商社、問屋等の本社が千葉県内にあっても県産品にはなりません。  
※製品の素となる素材の生産や複数工程の途中段階が千葉県内の工場では、県産品になりません。
- (3) 指定品目が県外を含めた複数の工場で製造されている場合、千葉県内の工場から出荷される事を確約する資料は、技術資料提出時には必要ありません。  
なお、落札者となった場合は、完成検査時まで、現場に搬入された資材が千葉県内の工場から出荷されたことを確認します。
- (4) 入札公告に記載された、主要資材の数量に履行義務が課されます。  
なお、実際の工事で使用量が満たない場合は履行義務違反となります。

- (6) 設計変更により指定品目の数量の増減があった場合は、増量変更の場合は当初設計分を担保することとし、減量変更の場合は変更後の設計数量を担保するものとします。
- ※工事着手前に設計数量の減量が必要となった場合は、必ず監督員と協議してください。
- 協議が無く施工後に判明した場合は、履行義務違反となります。
- (7) 技術資料提出時の予定と異なる業者から調達した場合、その全量を予定と異なる業者から調達しても県産品の定義に合致すれば履行義務違反とはなりません。
- 納入業者の変更を監督職員と協議してください。
- (8) 複数品目のいずれかの使用が評価となる場合（「A 又は B」と指定した場合）、技術資料提出時と異なる指定品目について県産品を使用した場合（技術資料提出時は A、実際の使用は B）、減点や履行義務違反とはなりません。
- なお、この場合、着手後に指定品目を変更する旨を工事打合せ簿等の書面により記録してください。
- (9) 施工時の県産品の確認は、納入伝票やミルシート等により、現場に実際に搬入された資材が県産品であることを確認します。
- 木材及び木材製品は、「ちばの木販売管理票（A）」により、千葉県産であることを確認します。
- (10) 履行義務違反の基本的な考え方は、以下となります。
- ・受注者の責により 100%達成出来なかった。 （減点）
  - ・発注者の指示により達成出来なくなった。 （減点しない）
  - ・不可抗力により県産品の使用が出来なかった。 （減点しない）  
（災害・停電等による工場の操業停止など）

様式第 1 3 号

県産品活用計画書

工事名：           〇〇〇〇工事          

会社名：           (株) △△建設          

品目・規格等 (入札公告で指定された 県産品)	①最終製品段階に 加工し製品化した <u>会社名</u>	②最終製品段階に 加工し製品化した <u>工場名</u>
	<u>本社の所在地</u>	<u>工場の所在地</u>
U 型側溝	〇〇建材 (株) 東京都〇〇区	〇〇建材 (株) 〇〇工場 千葉市花見川区

①、②どちらかの所在地が千葉県内  
であれば評価となります。

- 1 指定品目の県産品の活用の有無に対して評価する。  
入札公告の主要資材に記載された数量に、履行義務が課されます。  
なお、実際の工事で使用量が満たない場合は履行義務違反となります。
- 2 本社又は工場が千葉県内に所在することを証明するものを添付する。  
(過去の納入伝票、カタログの該当ページの写し等)
- 3 この表に記載した業者を、県産品の定義に当てはまる範囲において施工時に他の業者に変更することは出来る。
- 4 複数品目のいずれかが指定されている場合 (A 又は B のうち A を指定)、  
工事着手後に表に記載した指定品目以外に変更 (A から B に変更) しても  
履行義務違反にならない。
- 5 入札時の申請に反して、受注者の責により施工時に県産品の活用が出来なかった  
場合は、履行義務違反として、工事成績評定点を 3 点減点する。

「県産品の定義」については手引きの記載を参照。  
商社など調達先が県内というだけでは評価しない

### 記載要領

- (1) 様式第14号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 活動が証明（確認）できる資料を添付してください。  
必ず団体が第三者が客観的に証明する「活動証明」、報道機関等の「新聞記事」などを添付し提出してください。  
申請者が単独で自主的に実施した活動は、活動を証明する観点から評価対象としていません。

### 評価のポイント

- (1) 千葉県が管理する公共施設（道路、河川、海岸、都市公園等）における美化活動を評価します。
- (2) 千葉県が管理する公共施設には、県が市町村、指定管理者などに管理を委託している施設を含みます。  
  
(管理施設の例)  

稲毛海浜公園（管理者：千葉市）	・・・・・・	対象外
県立幕張海浜公園（管理者：千葉県）	・・・・・・	対象
- (3) 地域美化活動のボランティア活動の実績は、前年度及び当該年度に1回あれば評価します。（複数回あっても1回とします。）
- (4) ボランティアの実績において、美化活動が営業目的と判断されるような場合には、評価の対象としません。
- (5) 子会社や下請け会社が美化活動を行った実績は加点されません。

様式第14号

地域美化活動のボランティア実績

工事名： \_\_\_\_\_ ○○○○工事 \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_ (株) △△建設 \_\_\_\_\_

千葉県が管理する道路、河川、海岸、都市公園などの公共施設が対象です。(市町村管理施設は対象外)

<p>ボランティア活動</p>	<p>千葉県が管理する公共施設における地域美化活動のボランティア実績 (公共施設管理者と協定締結等がない団体等の自主的な活動実績は除く) * 実績対象期間は、前年度及び当該年度の入札公告の前日までとする。</p>
<p>ボランティア活動の区域及び活動実績</p>	<p>ボランティア活動の区域：千葉市美浜区 ボランティア活動組織名称：千葉県○○○○協会 ボランティア活動の期間：自) 令和○○年○月○日 至) 令和○○年○月○日 ボランティア活動の内容：県立幕張海浜公園ビーチクリーン活動</p> <p>活動が証明(確認)できる資料を添付すること 例：公共施設管理者との協定締結等又は活動が証明できる資料</p> <p>(補足：新聞記事や地域情報紙等で、土木事務所と団体が共催していることが分かる写真、記載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できる場合は、協定書等は不要)</p>

申請者が単独で自主的に実施した活動は、活動を証明する観点から評価対象としていません。必ず団体で第三者が客観的に証明する「活動証明」、報道機関等の「新聞記事」などを添付願います。

記載要領

- (1) 様式第15号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 障害者の雇用の証明書等を提出してください。  
原則、第三者が発行する以下の内容について確認できる証明書を添付してください。
  - ① 障害者の雇用であること。
  - ② 県内在住者の雇用であること。
  - ③ 雇用の事実が確認できること。
- (3) 障害者の雇用の証明とは、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報書（過去直近の6月1日現在）」の写し（公共職業安定所の法令等に定められた期日（6月1日～7月15日）内の受領印が押されているもの）及び県内在住であることを証明するものを提出してください。
- (4) 報告義務のない事業主は、雇用状況を確認できる書類（健康保健被保険者証等の写し）、障害者の証明（障害者手帳等の写し）を提出することによりこれに替えることができます。  
このとき、個人情報の取り扱いについては十分注意してください。

評価のポイント

- (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に該当する者の雇用に対し評価します。
- (2) 継続的な雇用で正規雇用を評価対象としています。勤務が週3日など非常勤扱いの雇用は評価しません。障害者の雇用の証明書等を提出してください。
- (3) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。
- (4) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

様式第15号

## 障害者雇用促進

工事名： \_\_\_\_\_ ○○○○工事 \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_ (株) △△建設 \_\_\_\_\_

障害者の雇用	<p>建設業法に基づく許可を得た、県内に所在する本店または営業所、もしくは県内の工場において、入札公告の前日における県内在住の障害者の雇用</p>
障害者の雇用状況の詳細	<p>勤務している本店、営業所、工場の名称：(株) △△建設</p> <p>上記の所在地：千葉市中央区市場町1丁目1番地</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>原則、第三者が発行する証明書により</p> <p>1) 障害者の雇用であること 2) 県内在住者の雇用</p> <p>3) 雇用の事実が確認できること</p> <p>以上を全て満たされていることが確認できる書類を添付</p> </div> <p>障害者の雇用の証明：公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書（過去直近の6月1日現在）」の写し（公共職業安定所の法令等に定められた期日（6月1日～7月15日）内の受領印が押されているもの）及び県内在住であることを証明するものを添付すること。</p> <p>但し、報告義務のない事業主は、雇用状況を確認できる書類（健康保健被保険者証等の写し）、障害者の証明（障害者手帳等の写し）を提出することによりこれに替えることができる。なお、個人情報の扱いには充分注意すること。</p>

証明に不必要な部分を消去する。（塗り潰すなど）

### 記載要領

- (1) 様式第16号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 雇用の証明ができる書類を提出してください。
- (3) 雇用の契約書があれば、その写しを提出してください。
- (4) 雇用の契約書が無ければ、会社が正規雇用していることが確認できる以下のいずれかの書類を提出してください。
  - ・健康保健被保険者証や給与の支払い状況のわかるもの
  - ・監理技術者証の写し
  - ・年齢及び県内在住の証明書類等
- (5) 一般に健康保健被保険者証では、会社名（雇用の事実）と年齢の記載がありますが、対象者の住所が確認できませんので、運転免許証などの写しが合わせて必要となります。

### 評価のポイント

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価します。（65歳以上）
- (2) 継続的な雇用で正規雇用を評価対象としています。勤務が週3日など非常勤扱いの雇用は評価しません。
- (3) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。
- (4) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

様式第16号

## 高年齢者雇用促進

工事名： \_\_\_\_\_ ○○○○工事 \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_ (株) △△建設 \_\_\_\_\_

証明に不必要な部分を消去する。(塗り潰すなど)

高年齢者の雇用	<p>建設業法に基づく許可を得た、県内に所在する本店または営業所、もしくは県内の工場において、工事公告の前日における県内在住の高年齢者の雇用</p> <p>なお、高年齢者とは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第9条に定める「高年齢者雇用確保措置」を講じなければならない年齢（「65歳」）以上の者をいう。</p>
高年齢者の雇用状況の詳細	<p>勤務している本店、支店、営業所、工場の名称：(株) △△建設</p> <p>上記の所在地：千葉市中央区市場町1丁目1番地</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>一般に健康保健被保険者証では、会社名（雇用の事実）と年齢の記載がありますが、対象者の住所が確認できませんので、運転免許証などの写しが合わせて必要となります。</p> </div> <p>高年齢者の雇用の証明：雇用、年齢及び県内在住を証明できる書類を提出する。</p> <p>【証明資料の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 雇用を証明する資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保健被保険者証、賃金台帳等の写し</li> </ul> </li> <li>② 年齢を証明する資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、健康保健被保険者証等の写し</li> </ul> </li> <li>③ 県内在住を証明する資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、住民票（発行日から3か月以内）等の写し</li> </ul> </li> </ol>

証明に不必要な部分を消去する。(塗り潰すなど)

### 記載要領

- (1) 様式第17号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 雇用の証明ができる書類を提出してください。
- (3) 雇用の契約書があれば、その写しを提出してください。
- (4) 雇用の契約書がなければ、会社が正規雇用していることが確認できる書類を提出してください。
  - ・健康保健被保険者証や給与の支払い状況のわかるもの
  - ・年齢及び県内在住の証明書類等
- (5) 一般に健康保健被保険者証では、会社名（雇用の事実）と年齢、性別の記載がありますが、対象者の住所が確認できませんので、運転免許証などの写しが合わせて必要となります。

### 評価のポイント

- (1) 継続的な雇用で正規雇用を評価対象としています。勤務が週3日など非常勤扱いの雇用は評価しません。
- (2) 評価の対象となるのは被雇用者であり、役員は評価の対象となりません。
- (3) 雇用職種にかかわらず、事務職でも評価の対象としています。

様式第17号

## 女性雇用促進

工事名： \_\_\_\_\_ ○○○○工事 \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_ (株) △△建設 \_\_\_\_\_

女性の雇用	建設業法に基づく許可を得た、県内に所在する本店または営業所、もしくは県内の工場において、入札公告の前日における県内在住の女性の雇用
女性の雇用状況の詳細	<p>勤務している本店、支店、営業所、工場の名称：(株) △△建設</p> <p>上記の所在地：千葉市中央区市場町1丁目1番地</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>一般に健康保健被保険者証では、会社名（雇用の事実）と年齢、性別の記載がありますが、対象者の住所が確認できませんので、運転免許証などの写しが合わせて必要となります。</p> </div> <p>女性の雇用の証明：雇用及び県内在住を証明できる書類を提出する。</p> <p>【証明資料の例】</p> <p>① 雇用を証明する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保健被保険者証、賃金台帳等の写し</li> </ul> <p>② 県内在住を証明する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、住民票（発行日から3か月以内）等の写し</li> </ul> <p>③ 性別を証明する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保健被保険者証等の写し</li> </ul>

証明に不必要な部分を消去する。（塗り潰すなど）

### 記載要領

- (1) 様式第18号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 活動実績を証明する各出先機関等が発行の「災害活動証明書」の写し、又は、「契約書」の写しと作業内容が上記の内容であることが分かる書類の写しを添付してください。
- (3) 災害活動完了日は完成検査日ではなく、災害活動の行為が完了した時点の日付とします。  
入札公告の前日までの活動実績を評価するため、各出先機関等から発行される証明書の発行日は、公告日以降のものでも構いません。  
証明書の発行については各出先機関等にご相談ください。

### 評価のポイント

- (1) 「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」を評価項目に設定した場合、設定する同一の協定に基づく「過去2年間の災害活動実績」を評価します。
- (2) 該当管内の「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」等、災害協定に基づき各出先機関等が依頼して対応した「応急措置」、「応急復旧工事」が評価の対象となります。パトロールやパトロールと併せて実施した簡易的な応急措置の業務は、評価の対象となりません。
- (3) 災害活動実績は、応急措置又は応急復旧工事の実績が対象期間内に1件以上にて評価を行います。

様式第18号

災害活動実績

工事名： \_\_\_\_\_ ○○○○工事 \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_ (株) △△建設 \_\_\_\_\_

<p>災害活動実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告の前年度から過去2か年度及び当該年度の入札公告前日までを加えた期間を評価する。</li> <li>・入札参加資格要件で示す管内での災害活動実績を評価する。</li> <li>・1災害につき応急措置又は応急復旧工事の実績を評価する。</li> </ul>
<p>災害活動実績の詳細</p>	<p>災害活動箇所：八千代市萱田          災害活動完了日：令和□年△月○日</p> <p>災害活動の内容： 応急措置 ・ 応急復旧工事</p> <p>災害活動実績の証明：活動実績を証明できる以下のいずれかの書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各出先機関等が発行する「災害活動証明書」の写し</li> <li>・「契約書」の写し及び作業内容が証明できる書類の写し</li> </ul>

いずれかの該当するものを  
 ”○”で囲ってください。

応急復旧工事

- 1 災害活動完了日は完成検査日ではなく、災害活動の行為が完了した時点の日付を記載する。
- 2 「応急措置又は応急復旧工事」とは、パトロールやパトロールと併せて実施した簡易的な応急措置を除いた応急措置業務もしくは応急復旧工事を対象とする。

「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」等、災害協定に基づき各出先機関が依頼して対応した「応急措置」、「応急復旧工事」が評価の対象となります。

平成30年度の業務・工事は「契約書」の写しと作業内容が上記の内容であることが分かる書類の写し、令和元年度以降の業務・工事は各出先機関が発行する「災害活動証明書」の写しを添付して下さい。

## 7. その他

### 様式第19号：手持ち工事量

対象型式：特別簡易型・簡易型

#### 記載要領

- (1) 様式第19号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記入願います。
- (2) 契約状況を一覧表にして併せて提出してください（様式自由）
- (3)
- (4) 「手持ち工事量の状況」の申請点数が0点の場合は、様式19号及び「契約状況の一覧表及びコリンズ竣工実績データ等」の提出は不要です。
- (5) 契約変更した場合の確認や登録手続きにより、CORINSの変更が完了できない場合は、CORINSと発注者のデータが異なる可能性がありますので、最新の契約書の写し等、実情にあったデータを提出して下さい。
- (6) 議会承認前の仮契約は対象としません。

#### 評価のポイント

- (1) 手持ち工事量は、当初契約日で判断します。
- (2) 増額（減額）変更された工事公告日の前日時点で確定している最新の請負金額とします。
- (3) 過去2年間の平均受注額がない場合や過去1年間の年間受注額が0の場合、下記のように評価します。

分子/分母	特別簡易型	簡易型
0/0	1点	1点
0/a	1点	1点
a/0	0点	0点

※ aは0より大きい値（受注額）

分子：施工中、完成に係わらず、公告日から遡って1年間に契約した工事請負代金の合計（工事請負代金500万円未満の工事を除く）

分母：過去2か年度間の平均受注額（工事請負代金500万円未満の工事を除く）

様式第19号

## 手持ち工事量の状況

工事名： \_\_\_\_\_ ○○○○工事 \_\_\_\_\_

会社名： \_\_\_\_\_ (株) △△建設 \_\_\_\_\_

① 入札公告から遡って1年間の受注実績	あり	なし
② 過去2か年度間の受注実績	あり	なし
<p>①年間受注額<sup>注1)</sup> ÷ ②過去2か年度間の平均受注額<sup>注2)</sup> = 手持ち工事量比率<sup>注3)</sup></p> <p>( 88,000,000 円 ) ÷ ( 143,000,000 円 ) = ( 0.6 )</p> <p>※少数点2位以下切捨て</p>		

注1) 「年間受注額」は、入札公告の日から遡って1年間に契約したものを対象とし、工事請負代金額500万円未満のものを除く。

注2) 「過去2か年度間の平均受注額」、工事請負代金額500万円未満のものを除く。

注3) 千葉県所掌工事における同工種の手持ち工事量比率とする。

- 「年間受注額」が有り「過去2か年度間の平均受注額」が0円の場合は、手持ち工事量比率を「-」と記入し、申請点を0点とする。
- 「年間受注額」及び「過去2か年度間の平均受注額」が共に0円の場合は、手持ち工事量比率を「-」と記入し、申請点を1点とする。
- 契約状況（受注金額）を一覧表にして提出すること（様式は自由）。記載した工事を示すコリンズの竣工実績データ等を添付すること。
- 「手持ち工事量の状況」の申請点数が0点の場合は、当該様式と「契約状況の一覧表及びコリンズ竣工実績データ等」は提出しなくてよい。

### 対象要件

「建設工事等に係る一抜け方式入札のしおり」の対象案件で総合評価の方法、価格以外の評価点の算定方法が同一の案件を対象としています。  
この算定方法とは、設定した評価項目、配点、評価基準、評価点が同一であることをいいます。

### 記載要領

- (1) 一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式1つとし、参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一とすること。  
ただし、以下の様式については、各様式の注釈のとおり作成してください。
- (2) 参加するすべての工事名称を1つの技術資料に併記してください。

#### ○様式第 1号（評価点算定資料一覧表）

（注）一抜け方式入札において、様式第12号（県内企業の活用）の申請点数が工事毎に変わる場合は、本書は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

#### ○様式第 2号（施工計画）

（注）一抜け方式入札において、簡易型における施工計画の提出は複数の工事に参加していても1枚となります。

参加するすべての工事に共通する「着目点」、「着目理由」、「施工上の工夫」を記載して下さい。

それぞれの工事に個別に提出された場合は評価しません。（0点）

#### ○様式第 7号（若手・女性技術者の配置）

（注）一抜け方式入札において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を認める工事及び認めない工事が混在する場合、本書は参加を希望する全ての工事分を作成すること。

ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数は同一であること。

（予定価格により、特例監理技術者及び監理技術者の配置要件が異なる場合があります。入札公告の記載を確認してください。）

#### ○様式第12号（県内企業の活用）

（注）一抜け方式入札において、申請点数が工事毎に変わる場合、本書及び様式第1号は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

（施工規模により、下請け契約内容が異なる場合があるため）

### 第3章 入札手続き・評価方法など

#### 1. 契約内容の担保

##### 評価のポイント

(1) 下請割合、県産品使用計画書については、得点しなかった内容の履行義務はありません。

例えば、下請の県内割合が40%から0%になっても減点しません。

(2) 施工計画での提案が履行できなかった場合は一律に減点とはせず、受発注者間の協議を踏まえ、概ね次の考え方にに基づき判断します。

①発注者側の理由による設計変更の結果履行不可能となった場合

→ 減点しない。

②現場着手後に判明した事象への対応のため履行不可能となった場合

→ 減点しない。

③正当な理由無く履行されなかった場合

→ 減点する。

(3) 発注者側の理由による設計変更や現場着手後に判明した事象への対応のために提案内容が履行不可能となった場合、総合評価上の手続きは特に定めていません。

ただし、受発注者協議の上、工事打合せ簿により履行義務の対象外である旨の記録を残しておく必要があります。

(4) 契約後の技術者の途中変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合で、発注者と合意がなされた場合に認められます。

ただし、交代前後で主任（監理）技術者に係る評価点の合計点が減少しない者を配置してください。

契約内容の担保となりますので、交代により評価点の減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。

(P31「複数の配置予定技術者の申請があった場合」の評価の考え方 参照)

(5) 若手・女性技術者（主任技術者）が、出産・育児休業等となった場合の緩和措置として、コリンス上に主任技術者の登録を残し、若手・女性技術者に代わる監理技術者を新たに追加登録することで履行を担保できます。

ただし、その監理技術者が評価点の合計値が減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。

(P31「複数の配置予定技術者の申請があった場合」の評価の考え方 参照)

## 2. 評価調書（評価結果）

評価調書は、ちば電子調達システム（入札情報サービス）に掲載されます。  
 なお、システムへの掲載は若干時間を要します。

The screenshot shows the '入札結果表示' (Bid Result Display) page. The main content area displays bid details for '令和2年度 千葉県 入札結果'. A callout box points to the 'ダウンロード' (Download) button for the '評価調書' (Evaluation Report) document, with the text 'ここをクリック (評価調書へ)' (Click here (to Evaluation Report)).

### 評価調書（公表用）

令和3年10月23日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工事〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	198,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

#### 【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

施工計画	企業の技術力										企業の信頼性・社会性					その他		合計	加算点	標準点	技術評価点		
	企業の施工能力					配置予定技術者の能力					地域 精通度	地域貢献度			手待ち 工事量	履行義務 違反							
	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者		継続教育 (GPD)	施工実績	災害協定			県内企業 の活用					営業拠点	県産品
10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	1	1	2	3	2	2	2	1	1	0	43	30	100	130

#### 【技術資料の審査結果】

業者名	施工計画	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (GPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献	手待ち 工事量	履行義務 違反	合計	加算点	標準点	技術評価点
●●建設工業(株)	10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	0	1	2	3	2	2	0	1	1	0	40	30,000	100	130,000
(株)△△組	6	1	5	0	0	1	0	2	2	2	0	1	2	2	2	2	0	1	0	0	29	21,750	100	121,750
▲▲建設(株)	3	0	4	2	1	0	0	2	2	2	0	1	2	0	2	2	0	0	1	0	24	18,000	100	118,000
(株)□□□□	0	2	3	0	0	1	0	2	2	0	0	1	2	2	2	0	0	1	0	-2	16	12,000	100	112,000

◎一抜け方式の場合の評価調書

【開札順1番目の工事】

評価調書(公表用)

令和3年10月23日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工第〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	198,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

施工計画	企業の技術力										企業の信頼性・社会性					その他		合計	加算点	標準点	技術評価点		
	企業の施工能力					配置予定技術者の能力					地域 精通度	地域貢献度			手持ち 工事量	履行義務 違反							
	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者		継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定			県内企業 の活用					営業拠点	県産品
10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	1	1	2	3	2	2	2	1	1	0	43	30	100	130

【技術資料の審査結果】

業者名	施工計画	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献	手持ち 工事量	履行義務 違反	合計	加算点	標準点	技術評価点
●●建設工業(株)	10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	0	1	2	3	2	2	0	1	1	0	40	30,000	100	130,000
(株)△△組	6	1	5	0	0	1	0	2	2	2	0	1	2	2	2	2	0	1	0	0	29	21,750	100	121,750
▲▲建設(株)	3	0	4	2	1	0	0	2	2	2	0	1	2	0	2	2	0	0	1	0	24	18,000	100	118,000
(株)□□□□	0	2	3	0	0	1	0	2	2	0	0	1	2	2	2	0	0	1	0	-2	16	12,000	100	112,000

【開札順2番目以降の工事】

評価調書(公表用)

令和3年10月23日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工第〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	198,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

施工計画	企業の技術力										企業の信頼性・社会性					その他		合計	加算点	標準点	技術評価点		
	企業の施工能力					配置予定技術者の能力					地域 精通度	地域貢献度			手持ち 工事量	履行義務 違反							
	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者		継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定			県内企業 の活用					営業拠点	県産品
10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	1	1	2	3	2	2	2	1	1	0	43	30	100	130

【技術資料の審査結果】

業者名	施工計画	施工実績	工事成績	優良工事	技術開発・ 新技術等	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事成績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献	手持ち 工事量	履行義務 違反	合計	加算点	標準点	技術評価点
●●建設工業(株)	10	2	6	2	1	1	0	2	2	2	0	1	2	3	2	2	0	1	1	0	40	30,000	100	無効
(株)△△組	6	1	5	0	0	1	0	2	2	2	0	1	2	2	2	2	0	1	0	0	29	21,750	100	121,750
▲▲建設(株)	3	0	4	2	1	0	0	2	2	2	0	1	2	0	2	2	0	0	1	0	24	18,000	100	118,000
(株)□□□□	0	2	3	0	0	1	0	2	2	0	0	1	2	2	2	0	0	1	0	-2	16	12,000	100	112,000

開札順1番目の工事において、落札者となった者を、無効とする。

### 3. JVの評価方法について

#### 【過去、JVで受注した工事实績の評価方法】

※単体で入札参加する場合

評価項目		特定JVで受注した工事の評価方法	経常JVで受注した工事の評価方法
企業の 施工能力	施工実績	出資比率を掛けずに評価	出資比率を掛けずに評価
	工事成績の平均点	出資比率を掛けずに評価	出資比率を掛けずに評価
	優良工事表彰対象工事	出資比率を掛けずに評価	出資比率で按分
	難工事表彰	出資比率を掛けずに評価	出資比率で按分
	過去の不誠実な行為	出資比率を掛けずに評価	出資比率を掛けずに評価
	手持ち工事量	出資比率で按分(※1)	出資比率で按分(※1)
配置 予定 技術 者の 能力	施工経験	出資比率を掛けずに評価	出資比率を掛けずに評価
	千葉県所掌工事における工事成績	出資比率を掛けずに評価	出資比率を掛けずに評価
地域 精通	当該管内での公共工事の施工実績	出資比率を掛けずに評価	出資比率を掛けずに評価
千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反		出資比率を掛けずに評価	出資比率を掛けずに評価
		出資比率が20%以上の工事について、上記の評価を行う。 出資比率が20%未満の工事实績は評価しない	

(※1)

○ JVで受注した工事を含む手持ち工事量の計算

過去2カ年度に、1億円(単独)、2億円(単独)、6億円(JV:3割出資)の受注があった場合

$$\text{分母} = (1\text{億} + 2\text{億} + 6\text{億} \times 0.3) / 2 = 2.4\text{億円}$$

JV等の各評価項目については、構成員ごとの点数を小数のまま算出します。

各項目の点数すべてを合計したのちに小数点以下2位を切捨てます。(計算の過程では切り捨てせず、すべてを合計してから切り捨てて小数点1位までで評価します。)

## 【JVで参加する場合の評価方法】

評価項目		特定JVで参加する場合の評価方法	経常JVで参加する場合の評価方法	
企業の施工能力	施工計画	代表構成員が作成	代表構成員が作成	
	施工実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	・経常JVの実績 ・又は構成員の実績 (いずれか1社があれば良い)	
	工事成績の平均点	構成員ごとに評価し、出資比率で按分 (※2)	・経常JVの実績 ・又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分(※2)	
	優良工事表彰対象工事	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	・経常JVの実績 ・又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
	難工事表彰	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	・経常JVの実績 ・又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
	登録基幹技能者の配置	特定JV又は1次下請企業の技能者 (特定JVの監理(主任)技術者を除く) 又は現場代理人で評価	経常JV又は1次下請企業の技能者 (経常JVの監理(主任)技術者を除く) 又は現場代理人で評価	
	過去の不誠実な行為	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	下記のうち減点大きい方を採用 ・経常JVの減点 ・構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
	ICT活用工事の実施	特定JVとして、その工事で活用するとき評価	経常JVとして、その工事で活用するとき評価	
	手持ち工事量	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	・過去2カ年度間の経常JVの実績 ・ない場合は構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者資格	特定JVの配置予定技術者で評価	経常JVの配置予定技術者で評価	
	施工経験	特定JVの配置予定技術者で評価	経常JVの配置予定技術者で評価	
	継続教育(CPD)の取組状況	特定JVの配置予定技術者で評価	経常JVの配置予定技術者で評価	
	千葉県所掌工事における工事成績	特定JVの配置予定技術者で評価	経常JVの配置予定技術者で評価	
	若手技術者・女性技術者の配置	特定JVの配置予定技術者又は現場代理人で評価	経常JVの配置予定技術者 又は現場代理人で評価	
地域精 通度	当該管内での公共工事の施工実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	・経常JVの実績 ・又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
地域貢献度	災害業務基本協定	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	・経常JVの協定の有無 ・又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
	災害時の基礎的事業継(BCP)の認定	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	・経常JVの協定の有無 ・又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
	県内企業の活用	下請活用で評価	特定JVとして、その工事で下請の県内企業を活用する比率で評価	経常JVとして、その工事で下請けに県内企業を活用する比率で評価
		元請の比率で評価	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	構成員ごとに評価し、出資比率で按分
	営業拠点の所在地		経常JVの所在地(代表者の住所)	
地域特有貢献		・経常JVの実績 ・又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分		
項目自由	過去2年間の災害活動実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分	・経常JVの実績 ・又は構成員ごとに評価し、出資比率で按分	
		出資比率が20%以上の工事について、上記の評価を行う。 出資比率が20%未満の工事実績は評価しない		

(※2) ○ 特定JVで参加する場合の工事成績の平均点

A社(7割出資)の平均点: 77.7 → 5点

B社(3割出資)の平均点: 74.7 → 3点

の場合、特定JVとしての得点は、

$5点 \times 0.7 + 3点 \times 0.3 = 4.4点$

#### 4. 様式第20号：標準型の評価方法について

##### 記載要領

標準型は、技術提案と施工計画を求める型式であり、技術提案は以下の4つの項目の内、1項目もしくは2項目を選定します。

- ①総合的なコスト（ライフサイクルコスト等）
- ②性能・強度等（性能・機能の向上等）
- ③社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等）
- ④個別テーマの施工計画（④を2項目選択してもよい）

- (1) 技術提案書は、様式第20号を用いて作成し提出してください。
- (2) 提案内容は、一つの評価項目につきA4用紙2ページまでとし、公告内容を確認の上、作成してください。
- (3) 評価項目の課題に対する必須の提案を指定する場合があります。
- (4) 標準型の施工計画は、様式のタイトルを技術提案書から施工計画書に書き換えて使用してください。

#### 様式第20号

#### 技術提案書

工事名	〇〇〇〇工事（△△△工）	会社名	□□建設株式会
<p>1. 1ページ目は様式第20号を使用すること。</p> <p>2. 一つの評価項目につきA4用紙2ページまでとし、公告内容を確認の上、作成すること。</p> <p>3. 文字の大きさは、11ポイント以上とする。</p> <p>4. 企業体の場合は、会社名を企業体名と読み替える。</p>			